

---

出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
会計管理者	笠松洋二	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	長谷川敏	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君
商工観光課長	斎藤英泰	君

都市建設課長	加藤秀典君
上下水道課長	平間広道君
槻木事務所長	半沢美智子君
危機管理監	小玉敏君
地域再生対策監	相原光男君
公共工事検査監	桑島康明君
税収納対策監	奥山秀一君
公共施設管理監	畑山義彦君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則君
教育総務課長	伊藤良昭君
生涯学習課長	相原健一君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間雅博
主任主査	太田健博

議事日程（第4号）

平成26年12月11日（木曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第34号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 第 3 議案第35号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 4 議案第36号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 5 議案第37号 柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 6 議案第38号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第39号 平成26年度柴田町一般会計補正予算
- 第 8 議案第40号 平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

第 9 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

追加日第程 1 決議案第 1 号 議案第 4 1 号平成 2 6 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算に対する附帯決議

第 1 0 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第 1 1 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第 1 2 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度柴田町水道事業会計補正予算

第 1 3 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 3 号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について

第 1 4 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 3 号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について

第 1 5 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 3 号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約について

第 1 6 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託変更契約について

第 1 7 意見書案第 10 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

第 1 8 意見書案第 11 号 労働の規制緩和を中止し、安定した雇用の実現を求める意見書

第 1 9 意見書案第 12 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

第 2 0 陳情第 9 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

陳情第 1 0 号 「労働の規制緩和を中止し、安定した雇用の実現を求める意見書」及び「解釈改憲による集団的自衛権行使容認決定の撤回を求める意見書」の政府及び関係機関に対する意見書採択の陳情

陳情第 1 1 号 平成 2 8 年度公立中学校使用「歴史・公民教科書」の採択に関する陳情

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、1番平間幸弘君、2番桜場政行君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 議案第34号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第34号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第34号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたしました公益的法人等への職員の派遣等に関する条例は、公益的法人等のうちその業務が町の事務事業と密接な関連を有する公益的法人等へ職員を派遣するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、職員の派遣先となる団体等の範囲や職員の身分の取り扱いなど必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 説明いたします。

議案書 1 ページになります。

この条例は、公益的法人等への一般行政職員の派遣にかかわる手続や身分の取り扱いを定める条例となります。平成12年に上位法となる公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されています。地方自治体にとっては標準的に装備すべき条例として捉えています。現時点で団体等からの強い要請はありませんが、今後中長期的には公のサービスが外部委託に進んでいくことも視野に入れ、その移行期等には職員派遣等による支援を想定すべきと考えています。

本条例の制定はその事前準備となるものですが、県内でも市部、大きな町村等では既に条例化されております。現在19の市町村が県内ではこの条例を持っております。そういう実情を考慮して今回上程することとしたものです。

条例説明いたします。

第1条ではその趣旨を述べています。

第2条で派遣にかかわる枠組みを規定しています。第1項では、派遣先の公益的法人等について、町が出資する団体、事務事業について密接な関連を有する団体を挙げて、規則で定めることを規定しています。第2項では、派遣できない、いわゆる除外職員を規定します。臨時職員、非常勤職員、条件つき採用職員、定年を延長している職員、事故や分限処分等による休職・停職となっている職員、これを除外職員としています。

議案書の 2 ページになります。

第3条で派遣職員の職務への復帰を規定します。期間満了のほか、派遣先団体の役職員の地位を失った場合、法律や条例に適合しなくなったと認める場合、その他事故の場合。また、第5号、6号の地方公務員法のかかわりは、免職や懲戒等の処分が科されたときを規定しています。

第4条、第5条、第6条、これは給与や処遇等について派遣職員にとって不利益にならないように定めています。

附則で27年1月1日から施行を規定します。

関連資料になりますが、別紙をお渡ししております。議案第34号関係資料として規則案を示しています。

骨子は第2条になります。派遣することができる団体を規定しています。本案では一般社団法人柴田町観光物産協会、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会、職業訓練法人仙南地域職業訓練協会、この3団体を挙げています。いずれも条例第2条第2号で規定するその業務の全部ま

たは一部が町の事務または事業と密接な関連を有する団体と判断する団体です。

第3条、第4条では、派遣職員の職務復帰時の取り扱い、第5条で派遣職員に関する報告を規定します。

附則で、条例と同様平成27年1月1日から施行を規定します。

以上、詳細説明です。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 我妻です。

公務員法第28条の各号で規定する職員は派遣対象から除かれると、さっき除外職員となっていましたけれども、第28条の第2項または条例第44条の職員の分限に関する手続に規定する休職、これの内容です。それから、第29条第1項の規定により停職にされた職員、これの中身です。それで、この中身で現在処分を受けている職員はいるのかどうか。そして、処分を受けてから復職までの期間というのはどういうふうに規定しているのか。

それから、派遣先においてその職員が行った場合、どのような業務をするようになるのか。それを聞いておきたいと思います。

それから、第6条第2項の規定する業務以外の業務に従事すると、そういうことは考えているのかどうか。それから、その場合の給与はどういうふうになるのか。

それで、派遣期間というのは大体どのぐらいを考えているのか。

それから、今3つの団体を指名しておりますけれども、観光協会、それから社会福祉協議会、そちらのほうには新規事業の開拓と自主財源の確保を促しております。そういうことで、もっと今からそういう仕事がふえてくるんじゃないだろうか。そういうときに職員を派遣することになりますと、そちらのほうでの自助努力が働かなくなるのではないだろうか、そういう心配がありますけれどもどうなんでしょうか。やっぱりこの派遣についての基準をもう少し詳しくしていく必要があるのではないかと考えるし、また今どんなふうに考えているのか、それを伺いたいと思います。

それから、この3団体に一斉に、例えば毎年、2年間なら2年間の期限で2人ずつ出すとか、1人ずつ出すとか、そんなふうに考えているのか。それから、不定期的に考えているのか。人数も1人・1人・2人とか、そんなふうに考えているのか。そこら辺もちょっとお伺いしておきたいと思います。

それから、派遣する職員の報酬というものは、どちらのほうでなるのか。それもきちんと聞いておきたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 多岐にわたりますので、考え方について、順番がもしかすると違って来るかもしれませんが述べていきたいと思います。

まず、第1点の関連法令とのかかわりを少し説明します。幾つかあったんですが、ちょっとかかっている部分について条例案の中で説明します。

まず、第1ページの第2条第2項地方公務員法のかかわりで、除外職員について28条の4、28条の6第2項と書いてありますが、これは定年退職者が任期を延長している場合を規定しています。これまでも特殊な職務についた方がもしも任期を、定年退職を延長する場合、これは認めているんですけども、そういう職員については除外するということを定めています。ただ、これから発生してくる再任用職、これについては別です。再任用職員については最長5年間の任期期間になりますので、定年延長という考え方ではなくて再度の任用ですので、ここには当てはまりません。これはあくまでも定年の延長と同等のものを規定するのが地方公務員法のこのかかわりです。ですから、繰り返しになりますが、再任用職員が65歳まで働くようになったときにその職員も除外するのと言われれば、それは除外しておりません。

もう1点は、派遣の期間なんですけど、上位法でもって3年を限度とするというふうに決めています。町の考え方でも1年から3年というふうな考え方だろうというふうに考えています。

あと、業務とのかかわりなんですけど、大きくは町の公のサービスがその団体に移行するようなどを想定しています。わかりやすく言えば、介護保険で地域包括支援センターを社会福祉協議会に以前に移したんですが、そのときには実はその派遣条例はなかったわけで、これから支援センターを担うであろう人たちを先に臨時職員として任用しました。町のほうで少し覚えていってもらって立ち上げたという経緯があります。でも、それがいつも間に合うわけではありませんので、場合によっては、そういう場合については職員を1年から3年の間、支援に回す、黒子に回すという形で支援のあり方もあるんだろうというふうに考えています。それが法律の趣旨でもあります。

報酬については、もちろん派遣先のほうで払うということも可能ですけれども、多くは町の報酬、給与です。給与手当が全てそのまま適用になります。

自助努力が足らなくなるんじゃないかというふうなご心配なんですけど、もちろん連綿とずっと支援を続けていけば、これは人件費の肩がわりになってしまいますので、これについてはあくまでも事業の移管、もしくは町と一緒にやる事業が大きく動くとき、支援が必要なとき、町の行政の支援が要るようなときに最長3年間の期間を決めて支援をすべきであろうというふう

に考えています。今回、3つの団体を規定していますが、県内のほかの団体の様子を見れば社会福祉協議会が圧倒的に多いんですが、一般の社会福祉法人も該当しています。ですから、その派遣するときに当たっては、当然議会との協議も必要になってきますが、その条例、法律にかなうものかどうかについては、派遣の都度やはりお話し、協議をいただかなければいけないかなというふうには思っています。

仕事については、当然町がその支援のために必要だという業務の範囲内におさめなければいけないと思います。まるっきりその団体の経営、運営のためのプロパーの仕事に従事させるというふうなことは考えてはおりません。

定期、不定期かという話がありましたが、そういう意味では町が公のサービスをいわゆるアウトソーシングといいますか外部委託に出す場合が一番該当するんだろうというふうに考えています。そのとき派遣する団体、派遣する業務によってどのくらいの人数、どのくらいの期間については、その都度考えていかなければいけません。先ほども冒頭で申し上げましたが、現時点ではまだ強い要請もありませんので、これが来年度の派遣を想定しての条例上程というわけではありません。ただ、これから27年度、28年度に向けてさまざまな事業を委託する、もしくは共同でやるという場合について派遣するということを決断しなければいけないこともあるかとは思っています。今この上程の段階で計画があるわけではありません。

大体以上ですが、何か漏れがありましたらご指摘お願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） まず、確認したいと思います。仕事は町の業務の範囲内と。それから、人数、期間についてはまだ不確定ではあるけれども、1年から3年と。それから、再任用の職員も入れると、オーケーだと。そういうことですね。

それでは、この3団体のほかに団体はないのか。それと、将来そういうような団体は出てくるのかどうか。あればどんなような団体になるのかお伺いしておきます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） あくまでも公的団体というふうに決めておりますので、ただ公的団体のほうには社会福祉法人が含まれます。簡単に言うと、名前を挙げると常盤福祉会みたいな介護という公的サービスをされる団体も大きな枠組みでは入ってくるかなというふうに思っています。そのほかに土地開発公社、医療振興協会みたいなのところもあります。あとは、名取市では仙台空港鉄道株式会社みたいなのところにも、あと文化振興財団、さまざまな公的団体にはなっています。



ただ、規則で定めることとなりますが、現時点では柴田町の施設、3つとも柴田町の施設の指定管理なり委託しているところでありまして、補助、交付金によって支援をかけて密接な団体というところが明確にわかる3団体だけを現時点では挙げております。

そのほかその業務の移管形態によってはもしかするとふえる可能性があります、そのときには規則を改正して議会との協議を再度お願いすることになるかと思っております。現時点では誰にでもわかる3つだけを挙げているということです。以上です。

○議長（加藤克明君） 質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 済みません、再々質問になりますけれども、職業訓練法人仙南地域職業訓練協会。実は私も何回か予算・決算委員会で、ここの職員をずうっと異動がなくてやっていると。それで私の指摘したのは、過去にここに勤めた、採用された者が、パワーハラスメントで退職を余儀なくされている。それで非常にそういうことで何とかならないのかと、過去に何回か質問していますけれども、何らいい回答はなかった。そのままになっております。ですから交流、訓練センター同士の交流というのがあれば本当は一番いいんですけども、そういうところがないと、そういう制度になっていないと。それでうちのほうから今度、例えばこういう派遣をすることができるようになったと。それでは、例えば2人やって、向こうから1人こちらに来ていただいて研修をすると、そのようなことはできないのかどうか。そういうことを考えていくべきじゃないかと。そのぐらいのことは、私は議会としても要望しておきたいと、こう思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 今回上程のこの派遣にかかわる条例の中の枠組みの中ではちょっとないかとは思いますが、まず第1点、その職員派遣によってその団体のいわゆる自主経営権、自主運営権みたいなものを侵すことがまずあってはだめだろうというふうに思っています。あくまでも業務支援であって、その団体の経営のやり方とか、さまざまな運営方針に……（「ちょっと失礼。申しわけありません。私は経営権のほうまでは話しておりませんよ」の声あり）はい、わかりました。失礼しました。

もちろん職員交流ということに意義があれば、また別の手だてといたしますか、枠組みの中で考えていかなければいけないかとは思っていますが、今回のこの条例の中だけでそこまで踏み込むことは少し難しいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

町が、ではないですか。新たなサービスを移管する場合に業務支援として事前準備的な考え  
方から派遣するというところでいいかどうかの確認と、そうであれば例えば新たなサービスを始  
めるとすると、どうしても人手は、この公益的団体、例えば社協なら社協で足りなくなる。そ  
うすると、そこに事前準備から人が町から派遣されていくと、もうその仕事はその人なしには  
進まないというか、落ち着いたから人を1人じゃあまた戻してください、後はそちらでやって  
くださいといっても、業務量はふえているからかなりきついんじゃないかと思います。そうす  
ると、例えばだけれども、3年ずつずうっと続けて派遣するとかそういうことになるんじやな  
いでしょうか。新たな業務のために行くのであれば、何かそういうふうにとられるんですけれ  
ども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

そして、特に今これが出てきたというもう一つには、再任用職員が、65歳までの方がもっと  
町の仕事だけではなくて社協なら社協の仕事もできるようにしたいということが一番の目的な  
んでしょうか。ちょっと確認したいと思いました。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） あくまでも移行期、仕事のスキル、枠組みを移転するための支援、  
黒子を見てするべきだというふうに考えています。継続的に派遣するのであれば、それは別途  
委託料なり包括支援の経費でもって当然整備すべき問題だというふうに思います。ですから、  
行った職員が仕事を抱えてしまってもう帰ってこられないという状況は、それは支援のやり方  
の一番最初に、それはまずいということを決めておかなければいけない。派遣期間についても  
1年、2年、3年と決めて、そこで帰ってくる。そこにさまざまなスキルを置いてくるという  
ことに徹するべきだろうというふうに考えています。

あと、再任用職員の話がありましたが、先ほど話したのは再任用職員を除外するわけでは、  
除外はしないということをお話ただけで、別に再任用職員目当ての条例ではありません。原則  
的には一般の通常の職員が、その業務に携わっている職員が一定期間行くのが一番いいんだろ  
うというふうには考えています。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 済みません。そうすると確認なんです、例えば福祉的なことで町の  
職員で中堅あたりが、一番詳しい人が、社協にその仕事を移すに当たって本当に詳しい人が行  
って一緒に支援するという形で仕事をして、そして十分に伝わったなと思ったら戻ってくる  
という考え方なのでしょうか。ちょっと確認です。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 考え方としてはそのようになるかなというふうに思います。もちろん団体のほうから要請がなければ勝手にこっちからやるわけではありませんけれども、当然そういう運営の仕方、スキルの移転のためということを両方理解した上での契約で派遣するということが前提になるかと思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そこで、例えば再任用された方も、今までのスキルを生かして、その方のスキルが生かされるのであれば派遣することも可能であるというふうにとればいいんですか。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 大きくは再任用職員も職員の十把一からげだというふうに考えていただければ、通常の再任用でない職員も再任用職員も、一番役に立つ職員が支援に回るべきだろうというふうに考えます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。

この派遣の内容について、例えば観光物産協会であれば指定管理者になっているという形になっているときに、指定管理を受託するほうと委託するほうが、その辺のモラルハザード的なもの、それがこういう形でどういようようになってくるのか。あと、以前議員全員協議会のほうでもお話あったと思うんですが、これからは指定管理者のほうもプロポーザル方式のような形で競っていただくという形にこれからなってくると思うんですけれども、その辺に対する配慮というのはどの辺までいっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） そのモラルハザードという意味がちょっと理解できないんですが、先ほども申し上げましたように、形を変えた補助金ではないというふうに話しています。ずっと延々と人をよこしてもらえるんだというふうに考えてもらっては困るというふうに考えています。また、指定管理者をどのようにして選ぶかということについては、また別のさまざまな競争でやる場合もありますでしょうし、そこに対して業務の移転のための支援が必要なときには職員の派遣も行うと。いわゆる人件費相当分、機会費用分については、それをどのように見るかについては、委託契約の中でも少し話をしなくてはいけないかなと思います。少し、そこについては延々と続くようなことではなくて、あくまでも契約という形でもって整理していくべきものだろうというふうには考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、これはちょっと確認なんですけれども、これから委託管理とかそういったものが出てきて、何かの形で検討が必要だとなったときには、当然もう一回検討し直してやるということも含むということによろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 当然指定管理と業務委託については、その成果なり運営状況についてその委託業務としてのチェックは行っていきます。当然そこに職員を派遣して、派遣すること自体がまずいという判断があれば、先ほど言ったように引き上げるということも十分考えられるかなというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 水戸です。

いろいろ質疑を聞いていましてですけれども、将来的にこういうことができるようになるということはあると思うんですが、今現在でいわゆるこの庁内というか、適正管理のもとに職員がいる中で、派遣するほどの余裕があるのかということ、現実的に。私が考えて、ちょっと職員が今足りないんじゃないかという面もたびたび感じることもある中で、これはここ1年、2年の話じゃなくて、当然この先もあるということでこの条例は制定するんですけれども、現実的にこの何年かの間、二、三年というふうに限ったときに、それはできるのかどうか。現実的に、今の職員体制の中で。

これは例えばの話、民間企業との交流ということも、それは職員の仕事の幅も広がるということからいくと、それは大いにいいことなんでしょうけれども。今回は民間ではないんですが。そういったことでは幅が広がるということではいいんでしょうけれども、現実的に今、この二、三年ぐらいの間で派遣するということが考えられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 正直に言えばかなり厳しい状況にはあります。ただ、町が抱えているサービスがそちらに移るという前提であれば、それに携わっている人間が、当然こちらの個数があくわけですから、一定期間その可能性はあるかというふうに思います。そこに行ってみざまなスキルを身につけてということも期待しないわけではありませんが、あくまでも結果副次的なものとして捉えています。あくまでも今回の派遣条例については、どちらかといえば黒子的な支援がやっぱり必要な場面があるだろうというふうな前提に立っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第3 議案第35号 柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例

日程第4 議案第36号 柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定  
める条例

日程第5 議案第37号 柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第35号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第4、議案第36号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第5、議案第37号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第35号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第36号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び議案第37号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての提案理由を申し上げます。

今回提案する3本の条例は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法等の施行に伴う児童福祉法の一部改正に伴うものです。子ども・子育て支援新制度においては、給付の実施主体である町が地域の実情に応じて認定こども園、幼稚園、保育所の

運営に関する基準や小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、放課後児童健全育成事業などの設備及び運営に関する基準を条例で定め、その基準に従って施設や事業者が特定教育・保育、特定地域型保育事業などを提供することから今回条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） それでは、議案第35号から議案第37号までの3条例について詳細説明を申し上げます。

先に条例制定についての概要を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の条例制定は子ども・子育て支援法等の施行に伴うものです。待機児童解消のため、幼稚園と保育所の一元化や小規模保育施設の整備、また児童クラブの利用拡大等が規定されました。それを受け、町としておのこの基準を策定し、新たな事業として取り組む必要があり、特定教育・保育事業者及び家庭的保育事業についても事業者が確認を受ける前提として運営基準を定めておく必要があることから条例を制定するものです。

なお、おのこの基準については、国が示した基準に準じて規定させていただきました。

これから条例の説明をさせていただきますが、条文が多岐にわたっておりますので要点のみの説明と、また3条例の共通部分については最初の条例での説明とさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

議案書の5ページをお開きください。

議案第35号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例です。この条例は、現在の幼稚園等が新制度のもとで運営するときの基準を定めるものです。

目次ですが、第1章で趣旨、定義、一般原則を定める総則を、第2章で特定教育・保育施設の基準を規定することとし、第3章についてはそれぞれ利用定員基準、運営基準、特例給付に関する基準という3節を設ける構成としております。

第1章総則第1条では、条例の趣旨を定めます。

第2条では、条例における用語の定義を第1号から第24号まで定めるものです。

7ページになります。

第3条は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に共通の一般的な原則を定め

ます。

第2章第1節第4条になりますが、特定教育・保育施設の利用定員を20人以上とするなどの基準を定めます。

8ページです。

第2節は、特定教育・保育施設の運営に関する基準として、第5条から第34条まで定めます。第5条では、利用申し込み保護者に対し説明を行い、同意を得ることを規定しています。

9ページです。

第6条では、利用申し込みに対して定員を超えている場合など正当な理由がなければ拒んではならないことを規定しています。

13ページになります。

第15条で、特定教育・保育施設者は、保育要領に基づき子供の心身の状況を踏まえ、適切に教育保育を提供しなければならないとしています。

第16条では、みずから提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならないとしております。

14ページです。

第20条で、特定教育・保育施設は施設の目的及び運営の方針、提供する特定教育・保育の内容などを運営規程として定めなければならないことを規定しております。

15ページの第21条では、職員に必要な研修の機会を提供し、資質向上を図るとしております。

第24条で、利用児童の平等取り扱いを、第25条で虐待等の禁止を定めております。

16ページです。

第27条では、個人の情報管理、秘密保持について定めます。

17ページの第30条は苦情解決で、保護者等からの苦情には迅速かつ適切に対応すること。

第32条では、非常災害対策として事故発生や再発の防止、事故発生時の対応について定めております。

19ページの下段のほうになります。

第3章で、特定地域型保育事業の運営に関する基準として、第1節第37条で特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定め、次のページの第2節は運営に関する基準として第38条から26ページの第50条まで規定し、第3節は特定地域型保育給付に関する基準を第51条、第52条で定めております。

附則です。第1条施行期日になります。この条例は、法、子ども・子育て支援法になりますけれども、法の施行の日から施行するものです。

第2条、第3条は経過措置になります。上位法で給付費及び費用負担に関する経過措置が規定されたことを受け、当条例では施設型給付に係る規定について必要な読みかえをするものがございます。

次に、31ページになります。

議案第36号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例です。

目次ですが、家庭的保育事業等の4つの事業に共通の基準を第1章の総則に規定し、以下各事業に固有の基準を第2章から第5章まで順に規定しております。

第1章総則は、第1条から第21条までで、第1条は趣旨として上位法の委任を受けて条例を定めることを規定しております。

第2条では、条例における用語の定義を第1号から第9号まで定めるものです。

32ページです。

第3条、第4条は最低基準について定め、町は最低基準自体を向上させるよう努めることが規定されてございます。

33ページの第5条から第21条までの規定は、家庭的保育事業等に共通の基準を定めております。

第5条は、家庭的保育事業者等に求められる一般原則を規定します。

第6条は、保育の終了後の受け皿としての連携施設を確保することを規定しています。

35ページです。

第14条で衛生管理等について定めます。

第15条は食事の提供の基準を定め、原則自園調理となりますが、36ページの16条では特例として連携施設等からの搬入も可能であることを規定します。

37ページです。

第17条では、利用乳幼児について年2回以上の健康診断を義務づけます。

第18条で、事業運営についての重要事項に関する規定を定めることを規定します。

38ページです。

第2章は、家庭的保育事業についての基準を定めています。

第22条は家庭的保育事業を行う場所の要件を、次のページの第23条では配置すべき職員の基準と1人の保育者が保育することができる幼児・乳幼児数を定め、第24条では1日につき8時



間の保育時間を原則とすることを規定しております。

40ページになります。

第3章は、小規模保育事業についての基準を定めています。

第1節第27条で、小規模保育事業はA型、B型、C型に区分されること、A型はミニ保育所に近く、C型は家庭的保育に近いものです。B型はその中間となります。

第2節はA型、第3節でB型、第4節でC型について事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連携についておのおの基準を定めております。

なお、小規模事業等の定義上の利用定員は6人以上19人以下と法で定められておりますが、44ページの35条でC型については家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから、利用定員を6人以上10人以下とする規定を定めております。

45ページになります。

第4章は、居宅訪問型保育事業について保育の内容、設備及び備品の基準を定めるほか、保育時間、保育の内容等は家庭的保育事業を準用することを規定しております。

46ページです。

第5章は、事業所内保育事業について、第42条で事業所内保育事業は従業員の子供のほか利用定員の規模に応じて地域の子供の定員枠を設定しなければならないことを規定しております。地域において保育を必要とする子供たちに保育を提供することを定めております。

第43条から設備の基準等を定めております。

附則になります。第1条施行期日です。この条例は子ども・子育て支援法等の施行の日から施行するものです。

第2条から第5条は経過措置になります。第2条で食事の提供、第3条で連携施設、第4条で小規模保育事業B型及び小規模事業所内保育事業の職員、第5条で小規模保育事業のC型の利用定員に関する基準について5年間の経過措置を定めるものでございます。

53ページになります。

議案第37号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。放課後児童クラブ関連の条例となります。

第1条は、趣旨として上位法の委任を受けて条例を定めることを規定しております。

第2条では、条例における用語の定義を定めるものです。

第3条、第4条は最低基準について定め、町は最低基準自体を向上させるよう努めることが規定されています。

54ページです。

第5条から第21条までの規定は、法改正により条例に委任された基準を定めています。

第5条では、放課後児童健全育成事業に求められる一般原則を定めております。

55ページの第9条で、設備の基準として遊び及び生活の場としての機能、静養するための機能を備えた専用区画を設ける等の規定を、第10条では職員の基準で、第2項で単位ごとに2人以上とすることを定め、第4項では1つの集団の規模はおおむね40人までとすることが適当と定めております。

58ページになります。

第18条で、開所時間は小学校の休業日は1日8時間、休業日以外は1日3時間を原則とすること、また開所日数については1年につき250日以上を原則とすることを定めております。

附則です。第1条施行期日になります。この条例は子ども・子育て支援法等の施行の日から施行するものです。

第2条は、職員に関する経過措置で、要件とされる研修の終了期間を延長するものです。

以上、3条例についての詳細説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

議案名、長いですね。柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の中で、7ページの第3条2項に「特定教育・保育施設等は当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して」というふうにあるんですけども、「子どもの意思」というのはどういうことを想定して入れてあるんでしょうか。

このことと、それから8ページの第5条2項の1号、「特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し」というふうにあるんですけども、具体的にどのような形になるんでしょうか。

それから、9ページの第6条1項で、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとなっているんですけども、正当な理由というのはどういうことを想定しているのでしょうか。

それから、10ページの第6条の5項の下の方です。「教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない」となっていますが、そうしますと行き先のない子供は出ないように町が最後まで面倒を見るというふうにとってよろしいのでしょうか。

それから、13ページの第16条の一番下、「外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し」とあるんですが、この外部というのはどういう機関なり人なりを想定しているのでしょうか。

それから、料金のところがあつたんですが、14ページの第20条の真ん中ほどです。次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する……、済みません。料金のところなんですけれども、金額が。5項の「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額」となっているんですけれども、通常の保育料はいいんですけれども、それ以外のものをかなり認めているんですけれども、そうすると私立の場合はかなりそこで高く取るということは出てこないのでしょうか。要は、お金のある人しか入れないようにならないかどうかちょっと心配になったところです。通常の保育料のほうはいろんな措置があるかもしれないけれども、それ以外のところが高くなった場合、入れないというか、親にとって「ああここには入れられないな」ということが出てこないのかどうかちょっと心配になりました。いかがでしょうか。

それから、31ページの柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例です。ここを全部読んでみて、例えば家庭的保育、いわゆる保育ママさん1人でやっているような方が、これだけの準備をして移行するというのはかなり大変だと思うんです。例えば、今も仕事をしている中でこの準備をするということは、本当に時間がとれないだろうと思うんですが、その事務的な手続等に町は支援するのでしょうか。要は書類の書き方からいろんな部分で支援がないと、なかなか移行がうまく進まないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

それから、53ページの柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中で、例えば第5条に「家庭、地域等の連携の下」というような言葉、それから「地域社会との交流及び連携」という言葉がここに入ってきているんですけれども、実際に学校の空き教室を利用した児童クラブは、地域との連携というのはほとんどとれない状況かと思うんですが、今後どのようにその地域との連携を考えていくのか。現在どのようなことを考えていらっしゃるのかお聞きします。

それから、55ページの第8条2項、研修の機会を確保しなければならないとなっているんですが、実際今児童クラブの職員は臨時職員が大半を占めています。実際に臨時職員も研修を受けているのでしょうか。そして、その臨時職員が保育士の資格を取得する支援も町は行っていくのか。何か法律が変わって、前だと試験さえ受ければ受かったのが、5年以上の経験がなけ

れば試験も受けられないようになったんです。ある年齢以上の……、ある年齢以下の人というのかな。だからその辺で町の支援もないと、その時間をうまく確保できなくなってしまう。何年間の要は保育に当たった時間ということで、町の支援もないと結構厳しくなってくるんです。ですから、そういう保育士試験を受けるための支援も行うのかどうか伺います。

それから、第9条、ここに静養するための機能を備えた区画というふうに載っています。もともと児童クラブは本来静養する場所は設けなければならないことになっているんですが、現在の空き教室を利用した特に船岡小学校、船迫小学校、槻木小学校では、なかなか静養する区画は難しいと思うんですが、今後どのようにしていくのでしょうか。

それから、同じページの第10条の3項、ここに放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとなっていますが、実際にはどのくらいの人が研修の修了者なんでしょうか。何人くらい修了者はいるのでしょうか。以上です。

○議長（加藤克明君） 質問が多岐にわたっております。11問です。答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） ちょっと多岐にわたりました。抜けたらご指摘をお願いしたいと思います。

まず、7ページ目の第3条、「子どもの意思」ということです。まず、放課後児童クラブはお母さん等が働いているということが前提となりますけれども、まずお母さんから申し込みがあるんですけれども、……（「済みません、放課後児童クラブじゃないです、ここは」の声あり）ごめんなさい。大変失礼しました。そうですね、ちょっと最後と勘違いしました。

まず、親の方が施設のほうに申し込むんですけれども、まず子供さんがやっぱり大前提になるんだろうと思います。そのときにやっぱり、子供さんがこういうふうな施設ではちょっとというふうな感じにもなるのかなと。ちょっと曖昧な回答になりますけれども、そんな感じではないかなというふうに感じます。

あと、次に8ページの電算なんですけれども、電子計算機、この制度自体が県国とつながる電子計算機を使います。それで、私のほうで今のところは一括でやるんですけれども、それを今度はその支援費という形でその電子計算機を使って全部精算するということになります。それを本来は施設が行っていただきたいんですけれども、それはちょっと無理なので、今のところそちらからの依頼を受けてという形になると思いますけれども、将来的には施設で電子計算機が入ればそちらで対応していただくということになろうかと思っています。

次、9ページ、6条正当な理由、拒否です。保護者からの申し込みは、まず拒んではならな

いということですが、正当な理由というのは、まず一つは定員オーバーしたというのが考えられるかと思えます。あと、特殊な事情にあるというのがありますが、それはそのときの状況判断ということになりますけれども、一番は定員オーバーしたときの基準になるかと思えます。

行き先のない子供をどうするのか、最後まで面倒を見るのかということですが、申し込みがあって定員オーバーしたとかそういうふうなときは、必ず町が関与しますので、そういう施設間の調整とかそういうのをお手伝いさせていただくということで、向こうから報告をいただきながら町も関与しながら最後まで面倒を見るというふうな規定になるかと思えます。

16条になります。外部評価を誰がするのかということですが、今のところは定期的に、町またはあと県が認可する施設ですから、外部というふうな定期的な監査みたいな形になるかと思えます。将来的には第三者からの評価というのを外部に委託するというのも考えられるかなというふうに思えます。

14ページ、料金です。料金は確かに町が定めて、その基準によって定めていただくのですが、実はそれ以外にも徴収することができる。例えば、バスで送迎するとバスの料金を取ったり、あとは何か遠足とかに行くときにその費用を取ったり、それは今でもやられていると思うんですが、その範囲内でやるということは認められているということです。ただ、それは事前にこのくらいかかるよというふうな事前説明は必要かと思えます。

保育ママの件になります。現在、保育ママさん、私のほうの町内にも1施設ありますけれども、確かに移行するに当たって事務処理をして、今後移行した後の事務処理、非常に複雑になると思えます。毎月報告をいただくとかそういうふうになる。これは仕方がないことなんですけれども、ただ、今保育をしながらやっているというようになると、なかなか現実的に難しいということで、これは事務側の申請とかこの手続に関しては、全面的に町がバックアップをしながらやっていきたいというふうに思えます。

5条です。地域との連携。確かに学校施設になると、なかなか学校施設に地域の方が入るとするのは難しいんですが、現実的に放課後児童クラブで料理教室とかそういうふうなのを定期的にやってございます。そういうのをもっと拡充して進めていきたいというふうに考えます。

研修の機会です、8条です。研修の機会、臨時職員ということで、できる限り質の向上を図るということで、正職員はもちろんですが、臨時職員にも研修の機会を与えたい。現実に行っている方も、ちょっと今は数字を持っていませんけれどもございます。あ

と、資格のほうなんですけれども、幼稚園とか保育資格までの援助というのはなかなか難しいということだと思います。ただ、今保育士不足ということで、何時間か研修を受ければそういう資格が取れるというふうにちょっと緩和されておりますので、そういう研修がどの程度の時間となるのか、ちょっと見きわめながらぜひ資格を取っていただければ資質の向上になりますから、やっていきたいというふうに思います。

専用する部屋ということになります。これは設けなければならないというのは今までどおりなんですけれども、実は特に学校施設だと教室を借りていますから、教室の中ではなかなか難しいということで、今のところ職員室の隅にちょっと簡易ベッドみたいなのを置いてやっていると。それが区画といえるかどうかというのは非常に疑問ですけれども、どうしてもスペースの関係で子供さんが遊んでいるところで静養というのは無理なので、そういう対応をしておりますけれども、今後新しい児童クラブとかがなった場合には、こういう区画も考えなければならないかというふうに思います。

職員の研修、先ほどの資格の関係ですけれども、先ほど言ったようにいろんな研修が今後出てくるだろうと思います。資格もそういうふうに割と単位というか、今までよりも少しハードが下がった資格で取れるということもありますから、そういうものになるべく参加していただいて資格を取っていただきたいと思います。研修に何人行ったかというのはちょっと今資料が手元にないので、後で調べさせていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 7ページの第32項の「子どもの意思」というところは、少し調べておいていただきたいと思います。ここはいわゆるまだ小さい子の意思をどういうふうに確認するのかというのはとても難しいことだろうと思います。例えば、児童クラブであれば行きたい、行きたくないはもう子供が判断できるかと思うんですが、ちょっとここが気になりました。

それから、8ページの電子情報処理組織のところなんですけど、要は利用者、保護者のほうは関係ありますか。ここを読むと、保護者も直接金額等は機器を通して受けるのかなと思ったので、具体的にどういうふうになるのかなと思ったんです。もうちょっと具体的な説明をいただきたいと思います。

それから、保育ママさん、仕事をしながらその準備というのは本当に大変だしなれないことをやるわけですから、特に事前準備というか事務手続についてはぜひバックアップを本当にしっかりとお願いしたいと思います。結局、事務手続ができないために、例えば保育ママ、せつかくこの制度がありながら乗っからないということがあってはいけないと思うんです。実際

に子供を見ている中で、そして柴田町で結局行く場がなかった子を預かってもらっている人がこの制度に乗れないために、いわゆる本来助成金をもらえるものがもらえなくなるというのはやはりおかしいことだと思いますので、事務手続については本当にしっかりと支援していただきたいと思います。

それから、放課後児童クラブの55ページの気になったのが、職員、せっかく保育士の資格を取りたいという人がいるのであれば、実際に受けてみたいという人の声も聞いたことがありますけれども、案外何時間子供保育に当たっていたかとか、そういうことが関係してくるので、それであればある程度長い時間保育できるような環境をつくるとかして、しっかりと資格も取っていただくということが必要なんじゃないかと思います。保育士資格がなくても一応放課後児童支援員というのはその研修を受ければ取れますけれども、できればきちんと保育士の勉強をしていただいて、保育士資格も取ってもらったほうが町としてもやはりいいですね。ですから、受けてみたいという人がいればやはりそこは支援していくということは大事だと思うんです。ちょっとまた、そこについて支援するかどうかについてお聞きします。

それから、子供の静養区画。いわゆる職員室というか、そこにもいわゆるベッドとかもなく、要は本当に床にただ何かあれば、例えばちょっと隔離しなければならないというようなときも……、そこなんです。とてももう大変な状況ですから、この制度に乗っかるに当たってとかこれを制定するに当たって、やはりきちんとした静養区画は必要だと思うんです。狭くてもいいからきちんと本当の意味で静養できる場所をつくってほしいと思います。もう一度、じゃあどうするのかというところを伺います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 「子どもの意思」のところ、大変曖昧で申しわけございません。ちょっと勉強させていただきたいというふうに思います。

あと、電子計算のほうなんですけれども、個人からの電子計算はちょっと私のほうは想定してございません。将来的にあくまでも施設が電子計算を入れて、それが私のほうに来て、私のほうから県のほうに上がっていくと、そういうふうな一連の流れをやっている。今、病院もそういうふうな形になっていきますけれども、介護施設もそういうふうな形になっています。そういう形になるのかなど。ただ、当分はこの新しい制度に乗る施設が今のところないので、私のほうで計算機を入れます。いつ来てもいいように。それでやっていくというふうな形になるかと思います。

保育ママさんの事務のバックアップ、今後待機児童解消のためにはなくてはならない方々で

す。1人といわず、2人、3人と出てくるように、やっぱり事務のバックアップはしていきたい。その後のフォローもする必要があるというふうに思います。

保育士の資格。簡易的な資格がないと今はできないんですけども、正確な、というんじゃないですね、本当の保育資格となるとなかなかハードルが高くなるのかなと。ちょっと私もどこまで研修を受けて、何日何カ月研修を受けるのかというのはちょっと今わかりませんが、臨時職員の方にそこまで支援できるのかどうかというのはちょっとここでは回答できません。時間的な問題、費用的な問題も含めて、これはちょっと私のほうで調査させていただきたいと思います。

問題の静養室です。今の段階では、今言ったように簡易的な布団とかベッドとかを置いてやっているというのが実情です。なかなか部屋を仕切ってやるというスペースがないというのも実情です。ただ、こういうふうに条例も制定して、今後ほかの児童クラブ、拡大をするということですから、この辺もちょっと頭に入れて企画をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第36号柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第37号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める



条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時から再開いたします。

午前10時45分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

---

#### 日程第6 議案第38号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第38号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第38号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、分娩に関連して重度脳性麻痺となった児童とその家族の経済的負担を補償する産科医療補償制度の見直しにおいて、掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられたことに伴い、出産育児一時金の総額を42万円に維持するため改正を行うものです。

改正の主な内容は、現在の出産育児一時金39万円を40万4,000円に増額し、補償制度の掛金分1万6,000円を加算して支給総額を42万円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、議案第38号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、今回の改正は国において産科医療補償制度における掛金の額及び出産育児一時金の支給額の見直しが行われたことに伴い、健康保険法

施行令の一部改正にあわせて柴田町国民健康保険条例の一部改正を行うものです。

改正の主な内容ですが、国民健康保険の被保険者の出産に対して支給されております出産育児一時金について、産科医療補償制度のために分娩機関が支払う掛金が平成27年1月1日以降の出産から、現在の3万円から1万6,000円に引き下げられることになりましたが、出産育児一時金の基本額を現在の39万円から40万4,000円に引き上げることによりまして、引き続き支給総額を42万円に維持するための改正です。

議案書61ページをお開きください。

柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

柴田町国民健康保険条例（昭和31年柴田町条例第16号）の一部を次のように改正するものです。改正後の欄により説明させていただきます。

第5条は出産育児一時金の支給について定めております。第1項中、出産育児一時金の現行支給額39万円を40万4,000円に改めるものです。

第9条につきましては、引用条項の改正漏れによりまして条ずれとなっていたものを今回あわせて改正整理を行うものです。

附則になります。第1項において施行期日は平成27年1月1日から施行するものです。

第2項は経過措置になります。改正後の出産育児一時金の規定は、平成27年1月1日以後の出産に適用し、同日前の出産については従来例によるものとするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **討論なしと認めます。**

**これより、議案第38号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

○議長（加藤克明君） 日程 7、議案第39号平成26年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第39号平成26年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出において各種事業確定に伴う減額及び一般町道維持管理費、除雪事業や雨水対策事業などを措置し、その財源として町税、地方交付税、国県支出金、基金繰入金などの補正を行っています。あわせて債務負担行為の追加を行うものです。

これらによる補正額は8,090万3,000円の増額となり、補正後の予算総額は123億8,139万3,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案どおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案第39号平成26年度柴田町一般会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

63ページをお開きください。

平成26年度柴田町一般会計補正予算になります。今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,090万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億8,139万3,000円とするものであります。

68ページになります。

第2表債務行為補正の追加、2ページにわたります36件になります。これらはいずれも平成27年度当初から執行予定の事務事業について遅滞なく事業を遂行するために26年度中に契約行為などを行うための債務負担行為補正を行うものであります。

72ページになります。

これより歳入歳出の事項別明細となります。

歳入です。主なものの説明となりますのでご了承願います。

1 款 2 項 1 目固定資産税現年度課税分の決定見込み額により、2,000万円を計上いたします。

その下の6項1目特別措置保有税48万円は、徴収猶予されておりました特別土地保有税の保

有分の徴収猶予条件が実行されないこととなったことから、徴収猶予が取り消され、本来納付すべき税額の課税額の決定により計上するものであります。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金ですが、本年度当初予算の見込み額より17万8,000円の増額が見込まれ、交付額の確定により補正計上するものであります。

11款地方交付税、東日本大震災に係る改正地方税等の特例適用により、減収見込みとなったものを復興特区に対し課税免除額等により減収された額により、震災復興特別交付税として交付される646万3,000円を計上いたします。

73ページになります。

15款2項1目2節保育緊急確保事業費補助金536万8,000円、次の74ページの下から3行目の16款2項2目5節同じく保育緊急確保事業費補助金同額の536万8,000円は、双方とも国県の補助金として小規模保育設置促進事業費の補助金となります。

その下の4目2節の東日本大震災農業生産対策交付金544万9,000円は、放射性物質吸収抑制対策事業、通称塩カリ購入の補助金として交付されるもので、次の機構集積協力金交付事業は経営転換協力金として離農した農家に交付される補助金となります。

75ページの一番上の7節農地集積・集約化対策事業費補助金は、全額農業委員会費の農地基本台帳システム改修委託料となります。

このページの中段になります。17款2項1目107万円は、富沢地内の猪倉地区のそば屋さんがあるんですが、その手前の田中林道脇の買収いたしました残地の町有地の雑種地と山林1,006平米の売却により売却代金を計上いたします。

その下の3目1節仙南土地開発公社の出資金精算残余財産収入244万円は、6月会議におきまして議案第4号仙南土地開発公社の解散についての承認をいただいておりますが、出資金として拠出しておりました200万円に加えまして、会計の残余金44万円を加算いたしました244万円の返戻を受け、構成する仙南の7町で同額の予算を計上いたすものであります。

その下の18款寄附金になります。5目1節観光整備寄附金として、白石川堤の桜ライトアップ設置工事費として100万円と花木購入の3万円の指定寄附を受けております。

76ページの19款繰入金になります。財政調整基金から600万円を繰り入れ補正財源とするものであります。これにより財政調整基金の残高は8億1,042万3,000円となり、町債等管理基金との合計総額では10億1,045万4,000円となります。

21款4項2目6節雑入、高橋松之助記念「朝の読書大賞」副賞の30万円は、受賞いたしました

た船岡中学校の図書購入費として予算措置をいたします。

77ページ、これより歳出についての事項別明細となりますが、歳入同様に主要な箇所のみ説明とさせていただきますのでご了承願います。

78ページになります。

2款1項5目11節光熱水費79万9,000円は、ご心配とご迷惑をおかけいたしました下水道使用料賦課漏れに係る船迫小中学校プール、公園等の公共施設分の下水道使用料につきまして一括して賦課漏れ分を計上しております。

このページの一番下になります。2款2項1目27節3万6,000円は、委託料として不動産鑑定士に支払い済みの所得税の源泉徴収税の賦課徴収漏れの1件につきまして、延滞税と不納付加算税を計上するものであります。

79ページ、2款4項2目本年7月施行の町長選の精算に伴う補正計上となります。

81ページの3款1項2目18節備品購入費の21万5,000円は、高齢者自立通所支援事業「春風」のテーブルと椅子の購入と、中段の6目18節備品購入費18万5,000円は町内小中学校図書室に障害者等理解啓発用図書を購入するもので、双方とも民生費寄附金の指定寄附により予算措置をいたしております。

82ページの中段になります。

3款2項1目19節761万3,000円は、歳入の国県の補助を受け保育所緊急整備事業として1施設の小規模保育設置事業の施設を設置する者への補助金となります。

83ページの中段23節389万3,000円は、むつみ学園の平成25年度事業費の精算に伴う構成市町への負担金の返還金となります。

85ページの6款1項3目19節665万円は、農地中間管理事業の経営転換協力金として担い手農家等へ農地集積の協力をし、離農した農家へ機構集積協力金として支払われるものとなります。

その下の7目11節消耗品費1,354万円の減、その下の19節の放射性物資吸収抑制対策事業補助1,171万8,000円は田んぼの塩カリ購入補助事業となりますが、歳入項目と組み替えて11節から19節への支出項目の組み替えと財源内訳の変更となります。

下段の7款になります。2目15節白石川堤桜ライトアップ設置工事は、指定寄附を受け、来年の桜開花に合わせたライトアップ工事となります。

86ページになります。

8款2項2目15節の一般町道維持改修工事は、町道上名生16号線の改修工事と桜マラソン参

加者の安全確保に向けたマラソンコースの舗装等の改修工事となります。町道槻木72号線は、サニータウン南側のほ場整備した地区の町道の舗装工事の延伸といたしまして、その下の船岡地区雨水対策工事は旭ヶ丘公園下の船岡西地区と母子寮山下荘周辺の側溝改修工事の舗装工事となります。

次のページ、87ページ中段の8款3項1目13節普通河川浚渫委託料は、五間堀川の入間田中瀬橋から上流箇所の上りせつ工事となります。

このページの一番下になります。4項5目13節歴史資源再整備基本設計委託料は、船岡城址公園内の原田甲斐、柴田外記供養塔周辺の整備計画の基本設計を委託するものであります。

88ページになります。

10款1項2目13節、このページの一番下と次のページの一番上の委託料は、船迫小学校の屋内運動場の全面と船岡中学校の屋内運動場の3階部分の一部のつり天井部分の安全対策施工に向けた実施設計を委託するものであります。

その6行下、19節幼稚園就園奨励費補助1,220万8,000円は、町内私立幼稚園の新設に伴う対象者の増と補助対象範囲拡大により補助金の増額をするものであります。

90ページになります。

10款3項1目18節図書購入費30万円は、船岡中学校が朝の読書大賞を受賞した副賞の30万円を予算措置しております。

91ページの上段3目13節文化財説明板等制作委託料は、船岡城址公園の寺後1号古墳の復元説明板の作製設置をするものであります。

92ページになります。

12款1項2目23節地方債利子1,700万円の減額は、公債費償還に係る利子の支払い額の予定見込み額の減額により計上するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は債務負担行為補正を含め、総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず1款議会費77ページから4款衛生費84ページまで、次に6款農林水産業費84ページから12款公債費92ページまでといたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正含め総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。これで総括と歳入の質疑を終結します。

次に、歳出の質疑に入ります。まず、77ページの議会費から84ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 81ページの6目障害者更生援護事業費の区分13の日中一時支援レスパイトサービス事業委託料、この額でどれぐらいのというか、委託料なので人数がどうかということではないんでしょうけれども、その辺の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 日中一時支援レスパイトサービス事業でございますけれども、こちらのほうの補正、県南生活サポートセンターのほうで実施をしております。それで、今回は130万円の補正ということでお願いをいたしました。当初予算400万円近くの措置をしていただいたわけでございますけれども、今回利用者の方がふえております。また、他町村のほうから本年途中で重度障害の方が転入してまいりまして、その方の費用もかさんでいるということでこの金額を措置させていただきました。現時点におきましてさらなる増がなければ、この130万円を追加しまして、補正後527万2,000円で年間措置ができるものかなというふうに捉えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

81ページの6障害者更生援護事業費の18節備品購入費で、先ほどちょっと説明はあったんですが、障害者等理解啓発用図書、指定寄附とはなっていますが、この本は指定されての寄附なんでしょうか。ちょっとどういう本を入れたのか伺います。

それから、その下のほうの7老人保護措置事業費の中の扶助費で老人保護措置費220万7,000円、この詳細説明を求めます。

それから、82ページの民生費の児童福祉総務費の19節負担金補助及び交付金の保育所緊急整備事業補助、先ほどもちょっと説明があったんですが、もう少し詳しく説明をお願いします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点、2点、福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 最初の18備品の障がい者の理解啓発用図書でございますけれども、民生費寄附ということで頂戴いたしました。図書にということではございませんでした。それで、私どものほうで図書を購入して普及、理解啓発に努めたいというふうに判断をいたしまして、町の図書館の司書の方のほうに選定のほうをお願いいたしまして、小中と図書館のほうに

配置ということになっているわけでございます。

それから、20扶助費でございます。老人保護措置費でございますけれども、この補正の内容ですが、現在措置されている方は6名となっております。年度途中でお二人ほど新規の入所者の方がありまして、そちらのほうの費用を今回措置させていただいたということでございます。

○議長（加藤克明君） 3点目については、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 3点目でございます。

82ページの負担金のところですか。保育所緊急整備事業補助金です。実は先ほど新しい条例が制定されました。それに伴って、4月から小規模保育が新しくできるわけですが、その中で一つ、大河原町で今やっている施設が柴田町に施設をつくりたいと。つくりたいというか、空き家を借りて改築したいということです。それを補助する制度ということで、国が3分の2負担をする。そして、町が12分の1を負担すると。そして合わせて761万3,000円という額で補助をするということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。

○15番（白内恵美子君） 今の最後の小規模保育施設と町が12分の1で761万3,000円ということは、かなり大きな改修を行うと思うんですが、小規模施設で1億円近いということですか。もうちょっとどのような内容なのかを伺います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） この額は町が12分の1の額ではなくて、国が3分の2も含めての額が760万円。もとの額は1,015万円でございます。その額の計算した額が761万3,000円ということになるんですけれども、実は今考えているのは大分古い建物です。正式ではないですけれども具体的には今、サンシャイン青葉があると思いますけれども、そのすぐ隣というか西側の建物で、もう築40年以上たっているということで、耐震化もしなければならない、屋根とか内装も当然子供用のトイレとか水場をつくらなければならないということになると1,000万円を超える額になってくるということでございます。それに対して、先ほど国が3分の2、町が12分の1を足した額を助成するというところでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に、84ページの農林水産業費から92ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14番舟山彰君。



○14番（舟山 彰君） 1点目は、88ページの一番下に船迫小学校、それから次のページに船岡中学校ということで屋内運動場の天井改修工事が載っていますが、先ほどの説明だと船迫小学校は全体的にということで、船岡中学校は何か一部ということなのですが、それでいてどちらも同じ216万円という委託料になるその理由をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、船岡中学校についてなんですが、あの大地震3月11日の日、午前中が我々は卒業式に出ていて、午後2時46分にあの大地震になって、夜、実は私ども中学校の近くの6区に住んでいますけれども、船中の体育館が使えないと。何であんなに新しくできたばかりの体育館が使えないんですかという地元の声もありました。そして、3年以上がたってこの屋内の天井を直すというのは、これは国で全国的にあれなんですか、今基準を厳しくしたから直すというんですか。もう3年間も、中学生もそれから日曜日なんかだと地元の住民も使ったりしている。安全だと思って使っていたのが、3年たったら天井の改修というような、あの船中の体育館についても一度耐震性、それからこういった天井とかの安全性について詳しく確認したいというか、説明願いたいと思います。

2点目は、これは質問ではありません。すぐ下に船中と槻中の電源コンセント増設工事、私ども文教厚生常任委員会が行ったとき、担当課長もいて、学校の先生からこのこうとあって、私からするとすぐに対応してもらったと思いますので、委員長としてここで素早い対応だということで御礼を申し上げたいと思います。

それで、3点目。最後なんですが、91ページ下のほうに保健体育施設費の工事請負費が今回マイナス10万5,000円と。柴田球場のネットとか総合運動場があるんですが、実は最近少年野球の育成に一生懸命やられているご夫婦の方からちょっとこういうふうに言われたんです。球場で防水工事をやったと聞いたけれども、本部のところはまだ雨漏りしていると。ですから、町はああいう工事をやった後の工事の完成チェックというのをちゃんとやっているんですかとちょっと言われたものですから、今回のこの防球ネット工事が終わって今度マイナスということなんですか。ちょっとそういう意見があったということに対してどう思うか、ちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 1点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） まず、金額同様の関連です。面積等、船岡中学校の一部と船迫小学校の全部ということで、金額の差異ということですが、今回新規ということもございまして、この制度に基づく初めての対応ということなので、今回につきましてはこの金額ということでの差異ということではなくて、統一した金額ということで計上させていただいた内容でござ

ざいます。

それで、船岡中学校の体育館につきましては、ご存じのとおり震災前に完了検査を終えましてあの震災を迎えたという経緯がございます。それで、それを踏まえまして、昨日も有賀議員に一部お話しはしたんですが、非構造部材ということで国のほうが25年8月に震災で壊れたということの体育館等を受けまして、国のほうでの指針を出して、25年8月にそういう体育館と屋内運動場については、つり天井等なんです、それについてかなり落ちたものですから、それについての基準ということで新たに厳しく設定するというふうな指針が出ました。それを受けまして、私のほうも実は船岡中学校、これは震災を無事過ごしていただきまして何事もなかったんですが、県の担当者のほうと書類等現場確認をさせていただきましたところ、これについて当然直すべきだという指摘が今年度ございましたので、それで今回この計上をしたという経緯でございます。なので、これにつきましては、国のほうからの国交省並びに文科省の補助関係のこともありますので、3分の1の国庫補助並びにそれ以下につきましては起債全面認めるということで、その起債の部分についてを80%の地方交付税措置というふうな措置を対応するという事なので、今回27年度に向けて工事に対応するために、今回実施設計を実施するものでございます。

それで、今後これにつきましては文科省の関係もありまして、体育館以外についてもこういう部材につきましては随時確認していくという方策が打ち出されておりますので、町としましてはそれを打ち出した時点で、校舎等につきましてもそういうふうな対応が必要なものについては随時対応していきたいという方向で考えております。以上です。

○議長（加藤克明君） 2点目につきましては、生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） お答えします。

柴田球場の管理棟の雨漏りの件かと思えます。これについては、ご承知のとおり東日本大震災においてやはりああいう損害を受けたということで、そのときに雨漏りも含めて修繕を行いました。ですけれども、柴田球場、建築されて二十数年たつわけですけれども、あそこについては地盤が軟弱で37メートルぐらい、管理棟部分についてはパイルを打っている状態です。その脇、ダッグアウト、いわゆる1塁側あるいは3塁側のボックスの控えまでについては、簡易な地盤改良してやっております。それから、奥のほう、いわゆるそのライト側、レフト側のほうの観客席については、ただ土を盛ったところに観客席を置いている状態ということで、どうしてもその3つの地盤の構造の関係で、その節目の部分が少しずつ年月とともに沈んでいるというようなこともあります。それで、やはり一番のダッグアウトの裏の何と申しますか、観客

下のボックスの部分が雨漏りしているようです。それで、原因をちょっと見ているんですけども、どこかのひび割れを伝わってきているようで、直接的にここだという限定ができない状態です。それで、いろいろ職員も工夫しているんですけども、なかなか浸入口の部分が特定できないというのが今の現状となっております。済みません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） まず、小学校と中学校の屋内天井ですが、じゃあ町内のほかの学校の体育館というのはどうなのかという点、これが1点です。

それから、船中の耐震性とか屋上の安全性とかについてももう一度、さっきも言ったように子供たちも使うし、町民も夜とか週末に使うこともあるので、安全性についてももう一度ちょっと説明願いたいと思います。

それから、あともう一つは、例えば船岡体育館も我々メンバーで視察に行ってきましたが、あそこのそういう意味では上の部分の安全性というのはどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、最後にお聞きしたいのは、実は私、柴田高校、県立高校ですけども、あそこで町民バスケットボール大会というんですか、議長代理でちょっと挨拶に行ったんです。実はそのとき、柴田高校のバスケットボールの顧問をしている先生から言われたんですけども、何かあそこの体育館も床が古くて、大震災の前に直す予定にしていたらしいんです。ところが、復興の関係で予算がそっちに回されて、実はここの床も直していない、天井の安全性もちょっとどうなのかと。それで、これは町は関係ないですけども、町民もそのように県立の高校の体育館なんかを使ってふだんそういうスポーツをやるわけです。町民の安全性という意味でちょっと私、その高校の先生の話聞いて思ったのは、町民の利用度の高いああいう県立の施設とかの安全性というのはどうかと。町からも、場合によっては早く直してほしいとか言うべきでないかなとちょっと思ったので、本当は町の責任ではないですけども、ちょっとそこを今の私の意見についてどう思うかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 船岡中学校の関連。その学校以外についてはないのかということでの質問でした。それで、町内の学校を全部確認しまして、今回につきましての屋内運動場等でのつり天井というふうな方式をとられているのが、船迫小学校の天井と。それで、船岡中学校については東西の一部つり天井になっている部分はその危険対象というふうな特定をされておりましたので、それについての今回改修を行うというふうな内容でございます。ですの

で、これ以降の基準につきましては、あと国のほうから指示されますので、それについて随時こちらのほうでは対応してまいりたいと思っております。

それで、これに基づきまして船岡中学校の安全対策ということで、これにつきましてはつり天井のことに對して対応しながら安全策を講じてまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 次に、生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 答えします。

船岡体育館関係については、震災後2度にわたって改修を行っております。最初のほうはクラックの部分修正しておったんですが、そのうち躯体の部分についてやはり亀裂があるということでそれも直してございます。天井については、裏糸の部分、落ちないようにその当時やはり押さえ込みというふうな工法で一応そのときに改修を行っております。

それから、柴田高校については、そういった詳しい状況についてちょっと情報を得ていません。そういった内容、今のお話を確認させていただいて、県なりのほうに對応のほうを要請していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問、ございますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。  
4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

86ページの8款土木費の中の2目道路維持費の15節のところでは一般町道維持改修工事、これは富沢16号線とマラソンコースの改修という説明があったんですけども、この辺のマラソンコースの改修について、もうちょっと詳しく説明お願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 答えいたします。

先ほど、財政課長が説明で申し上げました。一つは上名生16号線です。富沢でなくて、上名生16号線です。それで、先ほどマラソンの部分も入っているということだったんですけども、実は大変申しわけありません。マラソンの関係につきましては、11節の需用費修繕の中で対応するように予算を編成させていただいております。

それで、場所につきましては、いろんな箇所を要望されたんですけども、最終的には出発ゴール点ということは東船迫の河川敷の中なんですけれども、出発ゴール点の合わせて150メートルぐらいと、それからゴルフ場信号から多分ハーフがスタートすると思うんですけども、そこからその部分はちょっと道路が一部落ちているところがあるので、その部分の改修と、あとはそこから堤防、河川敷に落ちるルート、それから西側に行きますと仙南仙塩広域水

道の水管橋があるんですけども、そちらに上るまたはその土手におりてくるという2カ所の場所があるんですけども、その4カ所をあわせて今回マラソンコースの分としては計上させていただきます。総数でいうと何メートルあるんですかね。350メートルぐらいの延長を今回計上させていただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。17番星吉郎君。

○17番（星吉郎君） 85ページの農業振興費の19節機構集積協力金の665万円、この内容について教えてください。

あと、85ページの商工整備費の中の19節観光イベント事業費補助の内容を教えてください。

それと、87ページの土木費の中の13節委託料であります。説明の中では中瀬からということですから、中瀬から下なのか上なのか。多分上だと思うんですが、その辺確認したいと思います。

それと、91ページの給食センター費の中の11節需用費の中、修繕費15万円と計上されてありますが、その内容を教えてください。以上です。

○議長（加藤克明君） それでは、1点目農政課長、2点目商工観光課長、3点目が都市建設課長、4点目が教育総務課になります。順次答弁を求めます。

○農政課長（大場勝郎君） 1点目です。85ページの機構集積協力金なんですけれども、これは今年度から農地中間管理事業がスタートしまして、農地集積を担い手のほうにしていく事業がありまして、3つの協力基金があるんですけども、そのうち農地転換協力金ということで、農地を担い手のほうに、経営をやめるということで転換したという離農の方のほうに協力金が支払われるんですけども、これの該当者は一応今のところ18名ということで、今事務手続き中なんですけれども、10年間機構に貸し付けて、そして担い手のほうで機構から担い手のほうに貸し付けるというもので、3様ありまして、0.5ヘクタール以下は30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタール以下については50万円、2ヘクタールを超える部分については70万円の協力金とその農地を出したほうに支払われると。3月に支払われる予定になっております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 2点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 観光イベントの事業費の補助になりますけれども、これにつきましては昨日の一般質問の中でさくら連絡橋の開通式、来年の3月に行うというようなことで、こちらのほうで町のほうで説明させていただきましたけれども、これは公募をしていただ

いた方も含めた実行委員会も立ち上げまして開通式を行うわけなんですけれども、それを今回、来年の桜まつりのイベントの一つとして捉えまして、この観光イベント事業の中で（仮称）さくら連絡橋の開通式も一緒にやりましょうというようなことでの相乗効果を狙うための事業でございます。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

87ページになります。河川費委託料の河川しゅんせつですけれども、これは中瀬の橋から上流のほうにおおよそ350メートルぐらい、ちょっと今ボリューム換算で1,000立米近いぐらいのボリュームを想定しているんですけれども、350メートルぐらい上流にしゅんせつしたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 91ページ、給食センターの修繕関係です。これにつきましては、コンテナ等のビスの修繕とかストッパーの対応並びにフードスライサーの修理等の予定をしております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） あともう一つちょっと聞き忘れたところがあるので、もう1件お願いしたいと思います。

86ページの槻木地区雨水対策事業費の用地のどこなのか。

それと、今都市建設課の課長から説明がありましたが、中瀬からいわゆる柴田小学校の橋に向かって上るとのことだろうと私は思うんですが、無論これだけでないと私は言っているのは、もっと行かなければ終わらないと思うんですが、これはこの後、継続してやるのかどうか。

それと、給食センターのコンテナ等々でこの前の関係ですのかなと思うことで一つと、あとちょっと給食センターに私が行った際、2階が雨漏りしているという件をよく聞くんですが、その辺の修繕なのかなと私は思ったものですから今質問したわけですが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（加藤克明君） 1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

実はこの槻木地区雨水対策事業というのは、今槻木地区で雨水工事を進めていまして、稲荷山のところに結果的に結ぶのですけれども、工事の概要を説明したときに、実は前の議会でも

ちょっと若干触れたかとは思いますが、寄附をいただける非常に感触のいい方向で進んで町でお話をできてきて、実はその敷地に入る際に、真四角な敷地の角を斜めに切り込んで曲げるものの具体的な説明が進んでいくに当たって、なかなかその寄附は厳しいよということのお話がありましたので、今回予算を計上させていただきまして用地を取得させていただきたいというふうに思います。おおよそ3平米ぐらいの土地なんですけれども、真四角な角を切っていくということでやむを得ないのかなということ、ぜひお願いしたいと思います。

それから、普通河川のしゅんせつですけれども、これまでも昨年来から継続して渇水期には予算を上程しながら進めていきたいというお話をしていました。1回でいきたいというのは担当課としては常々思っているんですけれども、今回残念ながら柴小入り口の海京橋までは到達できないんですけれども、引き続き続けていきたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 星議員がご指摘のとおりの内容につきましては、既存の予算で対応していく予定でございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

85ページの農業費の稲作総合対策費の中の19節放射性物質吸収抑制対策事業補助ですが、田んぼの塩化カリということですが、いつまでやるのでしょうか。これは来年の分ですね。いつまで行うのか、まず。

それと、今年度産のお米は大体どのくらい、放射能検査で何ベクレルぐらい出ていたのでしょうか。何カ所ぐらい町内でははかったのか。あと、例えばそれはきつとはかるときは玄米ではかっていると思うんですが、白米にした場合どうなっているのか、そういう検査は行ったのでしょうか。

それから、89ページ、90ページに小学校費、中学校費が出ているんですが、この中のどれというのではないんですが、今寒くなって各学校暖房をつけていると思うんですけれども、実際あの排気ガス、つけたときに結構かなり臭いと思うのがあるんですが、検査とかは行っているのでしょうか。要はFF式ではないのでみんなストーブを置いています。結構暖かいことは暖かいのだけれども、やっぱり一酸化炭素が気になるんです。そういう検査はしているのかどうか。そしてまた、ふぐあいがあるものとか、あと学校から臭いよとされているようなものの買いかえとかはどうなっているのか伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目農政課長、2点目教育総務課長、どうぞ。

○農政課長（大場勝郎君） 1点目、85ページの放射性物質吸収抑制対策事業補助なんですけれども、いつまでかということなんですけれども、来年28年産については一応未定、この部分については27年産米の塩化カリ対応になるんです。ことし塩化カリを今年度中に、2月に配布して3月までに塩化カリを散布するんですけれども、27年産の対応ということになるんです。ですから、28年産対応については、実は今未定なんです。今回この補助が来たのが、これまで2分の1だったんですけれども全額来て、そういうことで補助できるようになったんですけれども、今回白石市と柴田町だけだったんです。過去3年間で放射性物質が検出されたというところだけが補助になって、ほかの仙南の市町村は実はこの補助金は今来ていないんです。それが一つあることと、ですから来年補助金が来なければ、仙南各市町もそうなんですけれども、どうしようかと。一般財源でやらなければならないんです、この金額を。そうした場合に、今県が塩化カリを振らないほ場の検査をやっているところなんです。まだ結果は報告になっていないんですけれども、そういうところで来年を判断していかなければならないんですけれども、正直に柴田町だけじゃなくて、仙南市町の取り組みとしてこれから判断していかなければならないので、28年産水稻の対策については今のところ未定でございます。

それから、今年度の放射性物質の検査結果なんですけれども、玄米2キログラム以上をはかるんですけれども、これはもちろん玄米でした。それで、結果的には白米ははかっていません。これは県が主体で調査いたします。それで、柴田町は6地点、旧槻木町5点と旧船岡町1点というようなところで6点はかっておりまして、結果的には検出はございませんでした。それで自粛解除は、旧槻木町については9月18日に出荷解除、出荷自粛の解除をいたしまして、旧船岡町につきましては9月10日に解除している状況でございます。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 白内議員、お話は恐らくブルーヒーターの関連かと思います。学校につきましては電気暖房等によりまして若干当然寒いというような対策によりましてブルーヒーターを置いている現状となります。それにつきましては、時間によって開閉するとかそういうふうな対応策しかとっていないのが現状でございます。多分一酸化炭素絡みだと思っておりますが、それにつきましても濃度測定は現在はしておりません。ただ、これにつきましては当然学校のほうにも指導しながら、それについては注意深く換気はするようには指導はしております現状でございます。

あと、その次の交換というお話なんです、これにつきましては各学校等に施設対応職員が随時お話を伺いながら対応しておりますので、ふぐあい、交換時期が発生したものには随時こ



れについては交換等、予算措置をとりながら対応しているのが現状でございます。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 玄米の放射能の検査なんですけれども、先ほどのようにただ検出されませんでしたではわからないわけです。やっぱり何ベクレルということをきちんと公表しないと安心して食べていただけないわけですから、しっかりと精密検査を行うべきだと思うんです。結局、不検出ですというのは100ベクレル以下ですという意味でしかないの、かなり低いはずですから。それと、玄米ではかるのもだし、それから白米ではかるとうですよというのは、もう本当に町ではいつでもはかれるわけですから、はかって安心してもらうというのはとても大事なことだと思うんです。そして、その結果を見れば、例えば28年産米は要らないとか、カリウム入れなくていいとか、そういう判断もできると思うので、もう少し精度のいいものできちんとはかったらどうでしょうか。県だけに任せるんじゃなくて、いつでもお米の検査は本当にすぐにできると思うんです。ほかの食品と違って別に刻んだりすることもないんですからすぐにできると思うので、何か所もやってみたらいかがでしょうか。

それから、各学校等のブルーヒーターなんですけど、やはり一酸化炭素の濃度検査はしたほうがいいと思うんです。やっぱり入っていったときに臭いとか、要はつけたときに臭いと、あけていてもなかなかそれが抜けないとか、そういう場所もあるので、やはりしっかりとしたいかがでしょうか。子供たちに与える影響は大きいかと思うので、そこは今後していきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。初めに、農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 不検出ということの報告をいたしましたけれども、下限値だけお知らせいたします。セシウム134については2.7から3.4、それからセシウム137については3から4.1の下限値でしたので、そういう上での検出がなかったということです。

それから、もう一つ、測定なんですけれども、これは県が担当して測定しております。そして、測定機関は一般財団法人日本穀物検定協会、東京なんですけれども、東京で検定しております。分析機器はゲルマニウム半導体検出器ということでなっております。それは仙南なり県内の市町村の統一した基準で判定しております。ですから、玄米というのも2キログラムなんですけれども、簡単に玄米2キログラムできるわけではなくて、稲刈りの早い時期に、皆さんが稲を刈る前の時期にこの検定をするんです。それもこの分だけ、その2キログラムをとりながら、コンバインが乾燥調整ができるような面積を刈ってしまうので、農家の方には本当にご協力もらいながらやっている状況なんです。

そういう中で、県の事業といいますか、県が放射能関係を担当しておりますので、その責任の範囲でやっていますので、白米については今後会議があったときにこういう話があったという事で要望したいと思います。

○議長（加藤克明君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 白内議員に、先ほどのことについてちょっと訂正しながらお話し申し上げます。

CO<sub>2</sub>検査につきましては、年1回冬季に検査をしているというふうな状況でございました。それで、換気につきましても養護教諭の指導のもとに対応しているという現状でございました。申しわけございませんでした。

○議長（加藤克明君） 再々質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 玄米の検査なんですが、それは最初の検査ですね。別に後から町が行うということもいつだってできるわけですから、2.7ベクレルから3.4ベクレルの下限値以下ですよ、不検出になるということは。であれば、普通に考えるとカリウムとか、もう要らないでしょうと思うんです。それで、もっとやっぱりどこまで本当に正しい値なのかというのは、精密なところで、要は最初の段階だけじゃなくて、ほかの地域のところもはかればもっと多くのところがあるし、そして今やっぱり玄米で食べる方は少ないと思うんです。そうすると、白米になったときにどうかというところまで調べれば、かなり低いので、本当に安心して食べていただけるはずなので、もう少しきちんと検査してそれを公表するということが大事なんじゃないですか。いつまで……、何というんでしょうか、補助が出るからといってカリウムをまかなければならないというのは、ちょっと何か納得できないんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 食品の関係では100ベクレル以下であれば今安全というふうに言われています。50ベクレル以下のときは、ちょっと検査するようなことが出るようになるんですけれども、それでその場合でも不検出です。さらに、玄米で不検出ですから、もしそれを白米にしたときは、普通に考えればですよ、もっと下がると。ですから、不検出は不検出のままです。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 歳出の質疑を終結します。

これをもって一般会計補正予算にかかわる全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号平成26年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午後0時01分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、議案第37号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中において、15番白内恵美子さんからの質疑のありました議案書55ページ、第10条第3項の臨時職員の研修についてでございます。担当課長から答弁補正の申し出がありましたのでこれを許します。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 説明がありましたように、午前中答弁できなかった部分を回答させていただきたいと思います。

今年度ですけれども、11月末時点での結果なんですけれども、各施設ともこれまで三、四回ずつ、3回から4回の研修に参加をしております。人数的には23人受講しているということでございます。

あとまた、施設内での研修を毎月1回以上定期的に行っているということでございます。以上でございます。

---

#### 日程第8 議案第40号 平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第40号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第40号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給付費等の増によるものであります。歳入につきましては、保険基盤安定繰入金等の増額であります。歳出につきましては、保険給付費等に同額の補正を計上しています。

歳入歳出それぞれ2,065万3,000円を増額し、補正後の予算総額を44億316万5,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書97ページをお開きください。

議案第40号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,065万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億316万5,000円とするものです。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

100ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の追加です。委託料の追加2件ですが、これらは平成27年度当初から実行予定の事務事業で、平成26年度中に事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間につきましては平成27年度、限度額はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、102ページをお開きください。

歳入です。9款1項1目一般会計繰入金2,065万3,000円を増額ですが、これは保険基盤安定整備に係る一般会計繰入金の確定見込みにより、保険税軽減分1,605万円、保険者支援分398万3,000円のそれぞれの増と、国保事業報告電算システム改修委託等に係る事務費分繰入金62万円の増となります。

次に、103ページになります。

歳出です。1款1項1目一般管理費50万7,000円の増、次の1款2項1目賦課徴収費11万3,000円の増は、国保事業報告電算システム改修委託等に係るものです。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費1,814万6,000円の増、3目一般被保険者療養費39万5,000円の増。

次のページ、104ページになります。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費148万円の増は、これまでの給付実績に基づき今後の見込み額を算出した結果、増額補正をするものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第41号 平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第41号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第41号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、公共下水道使用料並びに平成25年度消費税及び地方消費税の額確定に伴う増額であります。

歳入につきましては、公共下水道使用料賦課漏れに伴う現年度分使用料の増額及び一般会計繰入金の減額であります。歳出につきましては、消費税及び地方消費税の額確定による増額であります。

歳入歳出それぞれ716万7,000円を増額し、補正後の予算総額を25億9,886万3,000円とするも

のです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、補足説明を申し上げます。

105ページをお願いいたします。

議案第41号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ716万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,886万3,000円とするものでございます。

109ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款1項1目使用料1節の公共下水道使用料現年度分910万1,000円。これは、11月11日の議員全員協議会で説明申し上げました下水道の賦課漏れにつきまして額が確定しました。対象件数が50件、対象者数57人に時効分を今回現年度分として増額補正をするものでございます。

4款1項1目1節の一般会計繰入金マイナス193万4,000円でございますが、歳入歳出の中で歳入がふえたことによる減額補正となります。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の11節需用費の印刷製本費の7万6,000円でございますが、受益者負担金の納入通知の印刷用としての補正でございます。23節の償還金利子及び割引料の2万円でございますが、過誤納付還付金に対応するものでございます。

2目汚水管理費でございます。11節の需用費光熱水費の16万円の増額でございますが、電気料の値上げがございましたので、今回補正をお願いするものでございます。12節役務費の通信運搬費の2万円でございますが、13カ所の汚水ポンプがございます。異常が発生した場合、通信回線でファクスと電話で連絡が入るのですが、異常の回数がふえたことによる補正でございます。13節の委託料でございます。特殊人孔の汚泥処理処分委託料の確定によるマイナス47万3,000円でございます。27節の公課費706万9,000円は、平成26年度消費税及び地方消費税中間納付分としての額の確定による補正でございます。

2款1項1目の公共下水道建設費11節の職員手当等29万5,000円は時間外勤務手当、説明会等または汚水ポンプの異常時の立ち会い等のための費用でございます。

5款1項1目の元金の補正でございますが、補正はございませんが財源の組み替えということとお願いするものでございます。

以上の内容となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

**これより、議案第41号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

高橋たい子さんから議案第41号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算に対する附帯決議が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第1決議案第1号として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1決議案第1号として議題とすることに決定いたしました。

これから決議案第1号を配付いたします。

その間、**暫時休憩とします。**

午後1時12分 休 憩

---

午後1時14分 再 開

○議長（加藤克明君） **再開いたします。**

ただいま決議案第1号を配付いたしました。ご確認いただきたいと思います。

---

追加日程第 1 決議案第 1 号 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算に対する附帯決議

○議長（加藤克明君） 追加日程第 1、決議案第 1 号議案第 41 号平成 26 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算に対する附帯決議を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。8 番高橋たい子さんの登壇を許します。

〔8 番 高橋たい子君 登壇〕

○8 番（高橋たい子君） 8 番高橋たい子です。

ただいま議題となっております決議案第 1 号について、決議案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

議案第 41 号平成 26 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算に対する附帯決議（案）

今回上程された議案第 41 号平成 26 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算については、下水道使用料賦課漏れに関連する予算措置の対応がとられている。

私たち議会は今回の賦課漏れについて歴代担当者個々人のミスと捉えるのではなく、組織の運用の重大な欠陥として捉えるべきものであると考える。

下水道使用料の賦課漏れの対象になった町民に対しては、今後の賦課方針や徴収方法について丁寧な説明対応をとることはもちろんであるが、当該業務を初めとした行政事務の遂行に当たり、今回の事案を教訓に役場組織の横断的な協力体制をもって迅速かつ正確な事務執行により、町民の信頼回復と再発防止に万全を期すよう強く求める。

以上、決議する。

平成 26 年 12 月 11 日

宮城県柴田町議会

以上です。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、決議案第 1 号議案第 41 号平成 26 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算に対



する附帯決議の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第42号 平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第42号平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 提案説明の前に、ただいまの決議、大変重く受けとめたいと思います。これからミスのないように十分注意して行政運営をしてみたいというふうに思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、ただいま議題となりました議案第42号平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護保険給付費並びに債務負担行為補正が主な内容となっております。

歳入につきましては、保険料の増額と国県負担金、介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金繰入金の減額であります。歳出につきましては、総務費の増額と保険給付費及び地域支援事業の減額であります。債務負担行為の補正につきましては、平成27年度当初から事業が開始されるための補正となっております。

歳入歳出それぞれ7,235万1,000円を減額し、補正後の予算総額を25億3,336万6,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、議案第42号平成26年度柴田町介護保険特別会計の補正予算について詳細説明をいたします。

議案書113ページをごらんください

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,235万1,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,336万6,000円とするものです。

116ページをお開きください。

第2表債務負担行為の追加6件でございます。いずれも平成27年度当初から執行する事務事業について今年度中に契約手続を行うための債務負担行為であります。

118ページをごらんください。

歳入についてご説明いたします。

1款保険料1項介護保険料の増額1,200万円は、第1号被保険者の現年度分特別徴収保険料であり、被保険者の増加によるものであります。

続いて、3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金の減額1,898万3,000円は、介護給付費の歳出見込みによる減であります。

同じく2項国庫補助金1目調整交付金の減額740万5,000円は、介護給付費の歳出見込みによる減であります。

5目介護保険制度改正補助金の増額147万円は、介護保険法改正に伴うシステム改修費による増であります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金の減額1,938万9,000円は、介護給付費の歳出見込みによる減であります。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金の減額274万7,000円は、介護給付費の歳出見込みによる減であります。

7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金1節現年度分の減額835万7,000円は、介護給付費の歳出見込みによる減であります。2節事務費繰入金の増額241万2,000円は、介護保険法改正に伴う介護保険システムの改修委託、主治医意見書作成料及び認定調査費の通信運搬費による増であります。

同じく2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金の減額3,135万2,000円は、介護給付費の歳出見込み減に伴いまして当基金からの繰り入れを減額するものであります。これによりまして、当基金の残高は1億370万2,128円となります。

続きまして、歳出の補正についてご説明いたします。

120ページをごらんください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費委託料の増額294万2,000円は、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修委託による増であります。

同じく3項介護認定費1目介護認定費役務費の増額94万円は、要介護認定に際しての認定調

査結果通知発送のための通信運搬費や主治医意見書作成料であります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費の減額3,000万円、2 目地域密着型介護サービス給付費の減額4,000万円、3 目施設介護サービス給付費の増額1,000 万円、4 目居宅介護福祉用具購入費の減額80万円、5 目居宅介護住宅改修費の減額100万円、6 目居宅介護サービス計画給付費の減額1,200万円は、それぞれサービス料の増減により補正するものであります。

同じく 2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費の減額200万円、2 目地域密着型介護予防サービス給付費の減額150万円、3 目介護予防福祉用具購入費の減額30万円、4 目介護予防住宅改修費の減額100万円、5 目介護予防サービス計画給付費の増額100万円は、それぞれサービス料の増減により補正するものであります。

同じく 4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費の減額500万円、同じく 5 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費の減額50万円、同じく 6 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費の増額700万円は、それぞれサービス費給付の増減により補正するものであります。

4 款地域支援事業 1 項介護予防事業費 1 目二次予防事業費委託料の増額 9 万円は、介護予防教室への参加者がふえたことに伴い増額補正するものであります。

2 目一次予防事業費の需用費増額 1 万円は、認知症サポーター養成講座の開催件数がふえたことに伴い増額補正するものであります。

同じく 2 項包括的支援事業費 2 目任意事業費の減額23万3,000円は、介護給付費通知の件数増及び家族介護用品支給対象者の減によりそれぞれ補正するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号平成26年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 議案第 43 号 平成 26 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第43号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第43号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、保険基金安定負担金の決定見込みによるものであります。歳入につきましては、保険基盤安定繰入金の減額であります。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に同額の補正を計上しています。

歳入歳出それぞれ457万3,000円を減額し、補正後の予算総額を3億5,090万8,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書125ページをお開きください。

議案第43号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ457万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,090万8,000円とするものです。

128ページをお開きください。

歳入です。3款1項2目保険基盤安定繰入金457万3,000円の減額ですが、保険基盤安定負担金の決定見込みによる一般会計からの繰入金で、その内訳は低所得者に係る分が301万7,000円、旧被扶養者に係る分が155万6,000円のそれぞれ減となります。

次に、歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金457万3,000円の減額ですが、これにつきましては保険基金安定負担金の決定見込みによるもので、歳入の保険基金安定繰入金において減額となった同額を広域連合納付金から減額するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日第程12 議案第44号 平成26年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第44号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第44号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、他会計補助金の減額、人件費、動力費、手数料の増額及び新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を補正するものであります。

収益的収入は12万円減額し、補正後の予算総額は12億8,741万円となります。収益的支出は103万7,000円増額し、補正後の予算総額は12億8,098万8,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、補足説明を申し上げます。

129ページをお願いいたします。

議案第44号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算でございます。

第2条に、予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

収入でございます。

第1款水道事業収益第2項の営業外収益、既決予定額から12万円を減額しまして3,369万6,000円に改めるものでございます。

支出でございます。

第1款の水道事業費用の第1項営業費用です。既決予定額に103万7,000円を増額しまして、11億8,319万6,000円に改めるものでございます。

第3条でございます。予算第9条の次に次の1条を加えるものでございます。

債務負担行為でございます。第10条債務負担行為をすることをできる事項、期間及び限度額を次のとおり定めるものでございます。

山田沢配水場集中監視業務委託から4点目の電気保安点検業務委託、いずれも配水池、配水場における集中管理、点検等の委託でございます。安定供給に欠かせない業務でございます。年度内で現在の委託が満了になるものでございますので、今回債務負担行為で上げさせてもらうものでございます。

防災行政無線装置保守点検業務委託につきましても、災害時または緊急時の防災無線の点検業務委託でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条ですが、予算第7条は議会の議決を得なければ流用することのできない経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費既決予定額に15万円を加えまして、7,241万3,000円に改めるものでございます。

138ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画説明書において説明を申し上げます。

収入でございます。

款1の水道事業収益、項2の営業外収益2目の他会計補助金、これは職員異動によりまして児童手当の減額分が12万円となるものでございます。

支出でございます。款1水道事業費用、項1営業費用1目原水及び浄水費の動力費の43万7,000円の増額。これは、配水場の動力料金でございますが、先ほどの下水道と同じように電気料金の値上げによるものでございます。

2目配水及び給水費2節手当でございます。時間外勤務手当、これは漏水修理や施設等のメーター交換立ち会い等に要する費用として補正をお願いするものでございます。

4目の総係費15節手数料でございますが、口座振替等手数料45万円でございますが、4月からコンビニ収納が開始したわけなんです、やはり見込み以上に利用されていることになったということで、今回45万円の補正をお願いするものでございます。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は収入支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日第程 13 議案第 45号 平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について

日程第 14 議案第 46号 平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について

日程第 15 議案第 47号 平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第13、議案第45号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について、日程第14、議案第46号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担

行為)請負契約について、日程第15、議案第47号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事(電気設備工事)(債務負担行為)請負契約について、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま一括議題となりました議案第45号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事(建築工事)(債務負担行為)請負契約、議案第46号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事(機械設備工事)(債務負担行為)請負契約及び議案第47号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事(電気設備工事)(債務負担行為)請負契約についての提案理由を申し上げます。

北船岡町営住宅3号棟は、北船岡町営住宅1号棟及び2号棟の南側に建設するものであります。本年北船岡町営住宅3号棟の実施設計を完了しましたので工事を行うものです。なお、本工事は建築、機械設備、電気設備工事に分離発注するもので、11月10日制限つき一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、11月27日に入札執行いたしました。

議案第45号につきましては、建築工事が対象となっております。入札参加者は株式会社四保工務店、柴田土建株式会社、株式会社上の組、株式会社畑中工務店、株式会社松浦組、株式会社サカモトの6者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組と11億2,320万円で工事請負仮契約を12月1日に締結いたしました。

議案第46号につきましては、機械設備工事が対象となっております。入札参加者は、株式会社登勇管工設備、株式会社さくら設備、有限会社高美住設の3者でありました。入札を執行した結果、株式会社登勇管工設備と1億6,632万円で工事請負仮契約を12月1日に締結いたしました。

議案第47号につきましては、電気設備工事が対象となっております。入札参加者は、株式会社加藤電設工業、窪田電気工事株式会社、笠松電気株式会社、株式会社新日電業商会の4者でありました。入札を執行した結果、笠松電気株式会社と1億2,852万円で工事請負仮契約を12月1日に締結いたしました。

以上3件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。



○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、一括議題となりました議案第45号から議案第47号までの平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事に係る建築工事、機械設備工事、電気設備工事、債務負担行為の3件の請負契約につきましての説明を申し上げます。

この北船岡町営住宅3号棟新築工事につきましては、建築工事と機械設備工事と電気設備工事に係るものに分離し発注するもので、この3つに分離した工事の全ての工事設計額が5,000万円を超えていますことから、指名委員会の内規により制限つき一般競争入札とし、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式として落札者を決定、入札結果を報告するものであります。

3件の落札者とは、12月1日に仮契約を締結しておりますが、この12月会議において議決された場合のみ地方自治法第234条第5項の規定により契約の効力が得られるものであります。

最初に、この3つの工事の入札と契約に係る内容につきまして、続けて説明をし、改めまして設計と工事概要等の関係を後でご説明申し上げます。

追加議案書1ページをお開きください。

まず、議案第45号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約についてです。

記の2の契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約になり、3の契約の金額は消費税を加算して11億2,320万円となりました。4の契約の相手方は株式会社松浦組が落札しております。

入札結果についてのご説明をいたしますので、別冊の工事請負契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

入札と契約の方法につきましては、先ほども申し上げましたが、制限つき一般競争入札とし、特別簡易型総合評価落札方式としております。制限つきといたしましては、地元企業等の参加に配慮し、入札資格参加を大河原土木事務所管内の仙南の2市7町に加え、名取市、岩沼市、亘理町、山元町の2市2町を加えた4市9町に本社が所在する事業所とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていることなどを参加の条件とし制限を付し、さらには価格と品質の両面から総合的に優れた企業を確保する観点から、建設業法による県の総合評価値800点以上のAランクと言われる企業への参加を求めた結果、この町内業者3者、町外業者3者の計6者の入札の参加となりました。

入札参加申し入れのあった6者について、指名委員会において評価審査を行い、審査を経た

この6者の全てに入札に参加をいただきました。

次の2ページが入札結果調書となります。

入札執行日は11月27日、予定価格については設計額となります。消費税抜きで10億7,802万4,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの8億6,241万9,200円となり、予定価格の8割に相当する額となります。

12月1日に仮契約を行い、工期は議決の日の翌日から平成28年3月25日となります。

落札者決定までの経過につきまして、下の表でご説明いたします。

入札者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にある者を総合評価の対象といたします。今回の入札では、1番の四保工務店と3番の上の組、5番の松浦組はこの範囲内に入り、2番の柴田土建、4番の畑中工務店、6番のサカモトは予定価格に達していないため総合評価の対象外となります。

この表の価格以外の評価項目及び評価点で総合評価の対象となる四保工務店、上の組、松浦組の企業の施工実績から災害対応までのおのおのの評点を算出し、価格以外の評価点を計算します。価格以外の評価点では、四保工務店、松浦組とも10点満点となり、もう1番の上の組は企業の施工実績は実績があることから5点となりますが、配置技術者の能力から災害対応等の4項目は該当する項目がないことから点数が評価されず5点となります。この価格以外の評価点10点と価格評価点が90点の配点となり、総合評価点AプラスBになりますが、合計で満点で100点となります。

次に、価格に関する評価といたしまして、最低入札額10億4,000万円で応札いただきました松浦組に価格評価点として満点の90点を設定し、総合評価をする四保工務店と上の組に応札金額に応じて価格評価点を計算し、四保工務店が89.57点、上の組が87.48点となりました。価格以外の評価点との合計では、松浦組が総合評価点100点、四保工務店が99.57点、上の組が92.48点となります。100点の総合評価得点者の株式会社松浦組が落札者となります。

次に、議案第46号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約です。

追加議案書に戻っていただきまして、3ページをお開きください。

契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約となり、契約の金額は消費税を加算しまして1億6,632万円となりました。契約の相手方は株式会社登勇管工設備が落札しております。

入札結果についてご説明いたしますので、別冊の工事請負契約案件資料の3ページをごらん

ください。

入札と契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札とし、特別簡易型総合評価落札方式としております。制限つきといたしましては、前件とほぼ同様の条件や制限を付し、入札資格参加を大河原土木事務所管内の仙南の2市7町に加え、名取市、岩沼市、亶理町、山元町の2市2町を加えた4市9町に本社が所在する事業所とし、さらに建設業法による県の総合評価値750点以上のAランクと言われる企業への参加を求めた結果、この町内業者2者、町外業者1者の計3者の入札参加となりました。

入札参加申し入れのあった3者につきまして、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの3者の全てに入札に参加をいただきました。

次の4ページが入札結果調書となります。

入札執行日は11月27日、予定価格については設計額になります。消費税抜きで1億6,508万5,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの1億3,206万8,000円となり、予定価格の8割に相当する額となります。

12月1日に仮契約を行い、工期は議決の日の翌日から平成28年3月25日となります。

落札者決定までの経過につきまして下の表でご説明いたします。

入札者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にある者を総合評価の対象とします。今回の入札では、この3者ともこの範囲内に入り、総合評価の対象となります。この表の価格以外の評価項目及び評価点で総合評価の対象となる3者の企業の実績、施工実績から、災害対応等のおおのの評点を算出し、価格以外の評価点を計算します。価格以外の評価点は町内の登勇管工設備、高美住設とも10点満点となり、もう1者、町外のさくら設備は企業の施工実績と配置技術者の能力はあるものの、本社所在地と災害対応等の2項目は該当する事項がないことから点数が評価されず7点となります。この価格以外の評価点が10点、価格評価点が90点の配分となり、総合評価点AプラスBになりますが、合計の満点で100点となります。

次に、価格に関する評価としまして、最低入札額1億5,400万円で応札いただきました登勇管工設備に価格評価点として満点の90点を設定し、総合評価をするさくら設備、高美住設に応札金額に応じて価格評価点を計算し、さくら設備が88.56点、高美住設が87.72点となりました。価格以外の評価点との合計では登勇管工設備が総合評価点100点、さくら設備が95.56点、高美住設が97.72点となります。100点の最高評価得点者の株式会社登勇管工設備が落札者となります。

次に、議案第47号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（電気

設備工事) (債務負担行為) 請負契約についてです。

また追加議案書に戻っていただきまして、5ページになります。

契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約となり、契約の金額は消費税を加算いたしまして1億2,852万円となりました。契約の相手方は笠松電気株式会社が落札しております。

入札結果についてのご説明いたします。別冊の工事請負契約案件資料の5ページをお開きください。

入札と契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札とし、特別簡易型総合評価落札方式としております。制限つきといたしましては、前件の機械設備工事と同一の入札参加資格、県の総合評価の制限を付しAランクと言われる企業への参加を求めた結果、町内業者1者、町外業者3者の計4者の入札参加となりました。

入札参加申し入れのあったこの4者につきまして、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの4者の全てに入札に参加をいただきました。

次の6ページが入札結果調書となります。

入札執行日は11月27日、予定価格については設計額になります。消費税抜きで1億2,613万8,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの1億91万400円となり、予定価格の8割に相当する額となります。

12月1日に仮契約を行い、工期は議決の日の翌日から平成28年3月25日となります。

落札者決定までの経過につきまして下の表でご説明いたします。

入札者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にある者を総合評価の対象とします。今回の入札では、4者全てがこの範囲内に入り、総合評価の対象となります。まず、価格以外の評価項目及び評価点で1番の加藤電設工業と2番の窪田電気工事とも企業の施工実績は5点、配置技術者の能力は2点となり、指名停止等処分による減点はなし、本社所在地と災害対応等は零点となり、価格以外の評価点(A)になりますが、合計点は7点となります。3番の笠松電気は価格以外の評価点の全ての項目で満点の10点となりました。4番の新日電業商会は、企業の施工実績から災害対応等の評価項目での施工工事でのこの工事と同等レベルの実績がなく、評価該当するものがないことから零点となりました。この価格以外の評価点が10点、価格評価点が90点の配分となり、総合評価点AプラスBになりますが、合計の満点で100点となります。

次に、価格に関する評価といたしまして、最低入札額1億1,900万円で応札いただきました

3番の笠松電気に価格評価点として90点を設定し、総合評価をするもう3者に最低入札者の笠松電気の応札金額に応じて価格評価点を計算し、加藤電気工業は89.25点、窪田電気工事が87.07点、新日電業商会在が87.79点となりました。価格以外の評価点との合計では笠松電気が総合評価点100点、加藤電気工事が96.25点、窪田電気工事が94.07点、新日電業商会在が87.79点となり、100点の最高評価得点者の笠松電気株式会社が落札者となりました。

以上で、二本杉町営住宅建替事業北船岡3号棟新築工事に係る建築工事、機械設備工事、電気設備工事に係る入札と契約の内容についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 続きまして、工事概要を申し上げたいと思います。

関係資料7ページからになります。お開きください。

左上に案内図を示しております。これまで1号棟59戸、2号棟47戸、そして今回は赤で区域を示しておりますが、こちらの場所に3号棟本体の建設というふうになります。

右上の外観イメージ南立面図ということで、これは白石川のほうから眺めたイメージとなります。

それでは、建物概要ということで、下の表でお話し申し上げます。

構造につきましては、鉄筋コンクリートづくりの7階建てです。

規模につきましては、建築面積1,058.50平方メートル、延べ床面積5,029.06平方メートルとなります。

建設戸数です。総数62戸になります。1LDK14戸、2LDK27戸、3LDK21戸。

工期につきましては、契約締結日の翌日から平成28年3月25日としております。

続いて、建築工事の概要になりますが、こちらは本体工事、特にその建築工事一式というふうになります。土工ということで下回り、基礎工の仕事と躯体工ということで、これは建築建物本体です。それに屋根、外壁塗装、エレベーター等が建築工事になります。

続いて、機械設備工事。機械設備工事につきましては、衛生器具、屋内外の給排水設備、それから給湯設備、屋内外のガス設備、これを機械設備一式としております。

それから、電気設備工事です。これは今回の建物にかかわる電気設備を総称して電気工事というふうにしております。電灯設備、動力設備、これはエレベーター稼働とかいたしますので動力設備、それから自動火災報知機、それからテレビの共同受信アンテナ、こういったものが今回の電気設備工事となります。

8ページをお開きください。

これは図面が2枚になっていまして、上の図が1階平面図になります。それで、図面の上側がジャスコ、イオン側となりまして、そちらが玄関になります。玄関ポーチをくぐりますとEV13人とありますけれども、これはエレベーターです。エレベーターがありまして、この玄関ホールを境にして左側に4戸、3LDKが1戸、2LDKが2戸、1LDK、Cタイプと書いてありますが1戸になります。それで、このエントランスを境に右側には、1LDKが1戸、2LDKが1戸、それから3LDKが2戸、この階には8戸です。1階には8戸というふうになります。

駐輪場もこちら図面の真ん中にありますけれども、合わせて64台の駐輪場を設けております。

1LDKにつきましては、リビングダイニングのほかに6畳の和室を1つ加えて1LDKというふうになります。2LDKの間取りにつきましては、リビングダイニング14.1畳ぐらいありますが、これに和室6畳、洋室4.3畳を加えて2LDKというタイプになります。3LDKの間取りにつきましては、12.5畳のリビングダイニングに洋室、和室、それぞれ6畳が3つ加わりまして3LDKというふうになります。

では、次の9ページをお願いします。

図面の下になりますが、これが2階から7階までの間取りになります。真ん中のエレベーターを境に、左側4戸については1階同様です。2階から7階までにつきましては、右側に1部屋ふえますので、1LDKは同じく1戸なんですけれども、2LDKが1階は1戸だったんですけれどもこの階から2戸になります。3LDKは同様に2戸ということで、2階から7階までについてはワンフロア9戸になります。先ほど1階は8戸でした。それが7階まで上がっていきます。

10ページをお開きください。

これが北側立面図になります。これがジャスコ、イオン側から、バイパス側から眺めた用になります。真ん中に小さい文字で申しわけないんですけれども、北船岡町営住宅3号棟ということで、こちらから入っていただいて、エレベーターで各階に移動していただくということになります。

全幅、横幅にしまして72.2メートル、高さにつきましては、屋根の一番高いところまでですけれども23.35メートルの建物になります。両側に避難用の外部階段を設けております。

最終、11ページになります。

それぞれ西立面図と東立面図ということで、建物の横側から見ていただくようになりますが、奥行きというんですか、下の表示になりますけれども16.5メートルの奥行きの建物で、幅につきましては先ほど言った72.2メートル、高さについては23.35メートルの7階建て62戸の町営住宅になります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 議案第45号の関係資料ということで、2ページに入札者が6者ありますけれども、価格以外の評価項目及び評価点で、私が見たところ2者が企業の施工実績、それから配置技術者の能力がゼロというところが2者ありました。この2者とも価格以外の評価点、（A）を見ると結局零点か2点というような低い評価になっているんですけれども、私からすると、もうこの2者は正直言って最初からこの指名に参加する資格があるのかというか、何で加えたのかなというふうにはちょっと思いますので、ちょっとその点まず1点目です。

それから、2点目。この3議案に関連してということになりますけれども、総合評価落札方式をとった理由の中に、周辺施設に及ぼす影響の低減ということがあるんですが、たしか私、1号棟建設のときに周辺の商店の方から、振動でうちの店の外壁がちょっと崩れたという苦情というか相談というかを受けたのを役場に言ったような記憶があるんです。今度の3号棟、先ほどの案内図で見ると仙南中央病院との間には結構住宅が密集してありますけれども、その振動対策とか騒音対策というのは大丈夫なのかということをお聞きします。

それで最後、3点目になりますが、この二本杉町営住宅建替事業も私らが議員になったころからいってもう、当初の想定というか予定より延びている。それで、申しわけないですけれども、この3号棟をつくとあと残り何棟なのか。それから、財源確保ということで、国の補助金のほうは間違いなくもらえるという心配はないのか。それから、例えば新しく建て直すということで、古いのを壊したときにほかの町営住宅に仮住まいとかをしてもらっている方とかがいるとか、逆に言えば最初は新しくできたらまた住みたいという希望の方も、残念ながら高齢者で亡くなったとかそういう、この3号棟が例えば完成したときに住む人の見込みというのはどうなっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 1点目財政課長。2点、3点は都市建設課長になります。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 1点目の零点と2点の価格以外の評価点ということでご説明を申し上げます。入札資格参加、先ほども説明いたしました、まず柴田町に入札資格参加を出して

いること、そのほかにも今回の場合、名取、岩沼、角田に、さらに仙南にプラス亘理、山元ということで、足した範囲内での企業の参加を求めたということが一つ。それから、県の総合評価値800点以上と、それから特定建設業の各許可をもらっているということがまず一つの入札参加の資格の条件になります。それで、それにクリアいたしますと入札参加資格はできます。

ただ、次の同種工事の要件とかということが該当要件になってくるんですけども、1億円以上の鉄筋コンクリートづくりまたは鉄骨鉄筋コンクリートづくりの公共建築物の新築とか改修工事をやっていますかという条件が当たってくるんですけども、それが同種工事の施工実績のありなしということになります。

それで、施工実績に関しましては、柴田土建、それから株式会社サカモトとも、例えばサカモトですとよくおわりかと思うんですけども、工事やったところが全て木造の建物になっています。鉄筋鉄骨とか、鉄骨鉄筋のコンクリートとかいうことはほとんどしていないものですから、大半が木造のほうに特化されているものですから、こういうふうな企業の実績もしくは配置技術者の能力のところにその評価点が出てこないという格好になりますので、ここが零点になってくるという格好になります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

これまでも予算の確保をしながら計画的に進めたいということで、何度かいろんな提案をしながらきていたんですけども、なかなか進捗しないということだと思いますが、30年、31年をめどに東側の区域、今北船岡集会所というのがちょうど7ページの上の案内図の今回赤く色塗りしている場所の左下に、ちょうど広い敷地に黒くぼつんとちょうど真ん中にあるんですけども、これは北船岡集会所。ここを境にして今進めている東側区域、本来は二本杉町営住宅は全て建てかえという考えで最初進んでいましたけれども、まず東側をとにかく建てかえを進めるということの中で、年次計画で提案をさせていただいていました。

それで、この東側につきましては、31年までに建てたいということで、今回3号棟の提案をさせていただきましたけれども、引き続きこの3号棟のこの図面でいいますと、川に近い側に、北船岡集会所の東側に4号棟、5号棟、6号棟という建物を計画しています。だんだん前に行く、南側に行くにつれて階数が下がっていく計画になりますけれども……、4号棟、5号棟ですね、失礼しました。それで、4号棟3階、5号棟3階ということで、残り3階建ての建物を合わせて49戸、それを半分ぐらいに分ける形になりますけれども、残っている工事につきましてはその数になります。



それから、当然交付金事業ということで、社会資本整備総合交付金ということの対象事業で進めてきていますので、今後とも建てかえにつきましては引き続き交付金事業で進めていくように考えておりますし、当然県を通して国のほうにも常に申し入れをしているところです。

それから、今回の取り壊しに伴って、他の町営住宅ということだったんですけれども、他の町営住宅に移動された方はたしかなかったと思います。ただ、町営住宅の取り壊しで西側に移っていただいた方はいましたし、たしか2戸だったと思うんですけれども町営住宅を離れた方、もう民間のほうに移られた方もいらっしゃいます。それで、当然建てかえですので、二本杉にお住まいの方がここに戻ってきていただくというのが大前提になります。当然、戻ってくるだけの世帯は西側にはあるんですけれども、議員がご心配しているとおりで、ちょっと今回は戻らないかなという人も中には出てくるのではないかと思います。丁寧に説得をして建てかえ事業の趣旨を理解していただいて、戻っていただくように働きかけをしたいというふうに思います。それでも当然戻れないという方も事実出てくると思うんです。そうしたときには、他の町営住宅、当然この事業が進んでいきますと、並松町営住宅とか神山前とか古い建物もありますので、そちらから移られる希望があればその希望も聞きながら、また戸数にゆとりがあれば新規の募集もしていきたいというふうに考えています。

それで、一番最初の振動騒音ということなんですけれども、たしかあそこに牛乳屋さんがあって、私も何度かお邪魔をしたその話だと思います。振動騒音につきましては、町営住宅建設のみならず私たちの工事現場では、とにかく低騒音型で振動騒音に気をつけてということで仕事はするんですけれども、全くその振動騒音が皆無というのはあり得ないんです。それで、心がけているのは、万が一にもそういったことがあれば速やかな対応をするということで、今議員からご指摘のあった1号棟のときの話なんですけれども、小まめに職員で対応させていただいて、大きなトラブルなく建てかえを理解していただいていると認識しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

今の質問にちょっと関連するんですけれども、この62戸のうち二本杉の町営住宅の建てかえでここに入られるという方が大体どのくらいいると思われているのかが1点。

それと、このような町営住宅、私不勉強でよくわからないのですが、周辺の市町村のところでこのような町営住宅をつくっているところがありましたら紹介していただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

同じ答弁になろうかと思うんですけども、当然建てかえ事業ですので、この62戸に移られる世帯の方が西側に住んでいらっしゃいますので、まずこの希望的なところもありますけれども、62戸移っていただきたいというのが答えになろうかと思えます。万が一何かあったときは、先ほどのようなことになります。

それで、今町営住宅建設ということなんですけれども、多分近隣市町ではこういった公営住宅の建設というのはなかなか進んでいないと思います。私のほうも新規の建設でないので、二本杉町営住宅建替事業ということで継続的に13年からだったのでしょうか、継続してきている事業ですので、新規な建物という解釈とは若干違ってきますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 1号棟、2号棟についてちょっと私は聞いたことがあるんですけども、建てかえ工事という形で今までいた方がまた引っ越してこられたと。そうすると、どうしてもそこにあるコミュニティといいますか、中のほうのところはみんな同じような世代で同じような高齢者とかそういった形で、一様の人とのコミュニティになっちゃってバラエティーがないと。そうすると中でいろんな活動をしようとしても、全然動かないというのが聞こえてくるんですけども、その辺また同じことになると、またその中のほうのコミュニティが動かずに外部から手を加えるというようなことになるのかなという気もするんですけども、その辺は何かお考えされているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） そもそも建てかえに当たっては、担当者が口々にやっぱりコミュニティミックスということで、ひとり世帯、それから大家族、こういった方が生活する拠点だということの考え方で建てかえをしていますので、年を召された高齢者の方だけが必ず移動してきて入る住宅ではないんです。それで、単身世帯ですと1LDKという限定されたところにししか入れませんし、2LDK、3LDKになりますと大家族向けになりますので、ここはコミュニティミックスなので、今の議員のご指摘とは全く逆にコミュニティが新たに形成されていくということで理解をしていただければというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問になります、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 実は、その辺ではお聞きしたときに、中の抽せんというか入居者を選ぶやり方なんですけれども、何か昼間に集まって募集をかけて昼間に抽せんをするというような

ことがあったと。そうすると、そこに若い世帯が入ろうと思うと、その日休めないとなると、昼間行けないという方が何かいたというふうに聞いていますので、できれば夜間にそういうことをやるとか、仕事を休まなくてもそういった抽せんができるような形というのはとれないものかなと思っているものですから、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 今の話は建てかえに伴う抽せんでしょうか。一般募集の抽せんでしょうか。その対応がちょっと私たちも違うのですが。

じゃあ、一般募集であれば、確かに昼の抽せんをしております。当然代理の方の抽せんも認めております。それから、建てかえですと、当然皆さんどの部屋にご希望になりますかということで、建てかえですので、住まれて移動された方が戻るという前提なので、その方たちが優先になりますので、聞き取りをしてその中で部屋の割り振りをしていきます。当然1つの部屋に2人重なればそこで話し合いとかそういったことをやるので、説明会ということになれば夜でもやりますし。ですから、対応は建てかえの移動と、それから一般公募の抽せんとはちょっと若干異なっています。

○議長（加藤克明君） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

資材や人件費の高騰により、最初に計画したときとどのくらい値上がりしたものでしょうか。大体の率をお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 今回実施設計をして、実施設計で組み上がるときに、できる限り一番近い最新の市場調査をしながらつくって初めてこの額が出てきましたので、どのくらい上がったかと言われると、多分これまでいろんな工事関係で人件費、それから資材上がっていました。そのぐらいの多分アップなのかなというふうには思いますけれども、今回改めて実施設計に伴って正確な建設コストを出させていただきました。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうしますと、2号棟になるとちょっと震災の影響を受けているかもしれないので、1号棟と比べると結構高くなっているんですか、この金額というのは。どうでしょう。

○議長（加藤克明君） 建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 当然、資材、人件費については上がっていると思います。た

だ、単純にちょっと今手元に数字はないんですけれども、やっぱり10階建ての建物と7階建ての建物と構造体も若干変わりますので単純に割り戻してどうかというのはあるんですけれども、多分極端に上がっているという意識はちょっと今のところないですので、多分私の記憶では3号棟のほうが若干安かったのかなというふうな認識を持っていました。申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第46号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第47号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第48号 平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託変更契約について

○議長（加藤克明君） 日程第16、議案第48号平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務

負担行為) 委託変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長 (滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第48号平成25年度 (仮称) さくら連絡橋新設工事 (債務負担行為) 委託変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在施工中であります (仮称) さくら連絡橋建設工事の東日本旅客鉄道株式会社へ工事委託している工区において、委託の一部で変更が生じるため委託内容の変更を行うものです。

主な変更内容は、施工中の軌道変状がなかったため、鉄道敷地内の軌道補正について変更を行うものです。東日本旅客鉄道株式会社との協議が調いましたので、平成26年2月21日に議決いただいた変更契約金額のうち工事委託費を減額する委託変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長 (加藤克明君) 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長 (武山昭彦君) それでは、議案第48号平成25年度 (仮称) さくら連絡橋新設工事 (債務負担行為) 委託変更契約についての詳細説明を申し上げます。

追加議案書7ページをお開きください。

この委託契約につきましては、平成25年10月9日付で当初の委託契約の承認をいただき契約の締結を行い、平成26年2月21日には平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率改正引き上げの関係から契約金額の変更についての承認をいただき、委託変更契約を締結しております。

今回変更いたします内容といたしましては、道路施設と鉄道施設の施工中に鉄道の軌道に変状、ずれ、動きがなかったことから減額となり、今回減額変更となるものであります。

1の契約の金額について説明をいたします。変更前の契約の金額は2億3,862万円となりましたが、内訳といたしまして、道路施設の工事費が2億1,300万円に消費税1,704万円を加算いたしました2億3,004万円と、消費税が対象外非課税の鉄道敷地の管理費等が858万円で、合計して2億3,862万円となっております。

今回の工事費の精査による減額により、道路施設の工事費が2,300万円とそれに伴います消費税が184万円、合わせて2,484万円の減額となり、さらには非課税分の鉄道施設の管理費で

517万6,000円の減額となり、減額する合計額が3,001万6,000円となり、変更前の契約金額から差し引きますと、変更後の契約金額が2億860万4,000円となりました。

なお、この契約の相手方は東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所となります。

以上、契約内容の変更の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 変更内容についてお話をしたいと思います。

今回、JRと委託契約を結んで施工してきました。今の財政課長の説明にもありましたとおり、盛り土、JRと県道の間には盛り土をして、基礎工して盛り土をして工事をするんですけども、その際に鉄道軌道上にプリズムというもの、光が当たるものをセットして24時間監視をして、それからレールの動きも確認をしてきました。幸いにも施工がうまくいったのか、想定した以上に地盤の変動というか影響が出なかったのか、軌道に全く影響が出ないということで、それらに伴って大幅な工事の減額が出ています。

あと、特に白石川堤側にベントということで仮設台をピアの脇にたてたんですけども、当初はJR施工という協定でした。川の中で私たちに近いところなのでぜひやらせてくれということで、そのベント工事を途中から町工事にくらがえしているのも減額の一つになっています。

それから、施工ヤードということで、今回550トンのクレーンが来ましたが、そこに施工ヤードをつくる盛り土材、それらも全てJRで手配を購入手、土を買って持ってきてつくるといことにしていたんですけども、町内の工場のほうから無料で土砂の提供をいただけるということでしたので、町のほうから提供したということで、そういったことでも減額になりました。

それで、大きくは軌道上、レールに変化が出なかったということになります。実はそのレールにつきましては警戒値というのがあるんですけども、5ミリメートルの移動で警戒値というふうに言われて、10ミリメートル、1センチメートル動きますと工事中止、限界値は15ミリメートルということなので、1センチ5ミリメートル動けばどうということになるのかちょっと理解できないですけども、非常に重要な問題になると思いますけれども、その中の一番低いところの影響も出なかったということなので安堵をしているところです。

そういったことで、工事に関する先ほど申し上げた金額、税込み2,484万円が減額になると同時に、あわせて消費税のかからない乙施設ということで、JRの管理部になるんですけども、こちらについても本来は軌道調整が出てくると、軌道調整ということは軌道を直すように

なればJRで管理をして軌道をもう一度つくるということになり、その管理手数料とか出てくるんですけども、そういったものも合わせて一切減額になりまして、先ほど申しあげました3,001万6,000円の減額という金額が生じました。以上です。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日第程17 意見書案第10号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第17、意見書案第10号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。14番舟山彰君の登壇を許します。

〔14番 舟山 彰君 登壇〕

○14番（舟山 彰君） 14番舟山彰です。

ただいま議題となっておりますウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困窮を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題です。

よって、柴田町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望します。

#### 記

- 1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月11日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上です。同僚議員の賛同をよろしく申し上げます。



○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第10号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

### 日第程 18 意見書案第 11号 労働の規制緩和を中止し、安定した雇用の実現を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第18、意見書案第11号労働の規制緩和を中止し、安定した雇用の実現を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。14番舟山彰君の登壇を許します。

〔14番 舟山 彰君 登壇〕

○14番（舟山 彰君） 14番舟山彰です。

ただいま議題となっております意見書案第11号労働の規制緩和を中止し、安定した雇用の実現を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

労働の規制緩和を中止し、安定した雇用の実現を求める意見書（案）

現在、雇用形態の転換により、全労働者数の約4割が非正規労働者に置かれ、全国で2,000万人超に達しています。正規雇用の道は厳しく、やむを得ずパート等や臨時、派遣などの雇用を選択する状況の中で、ダブルワーク、トリプルワークなど仕事をかけ持ちしながらの暮らしを余儀なくされ、少子化と労働力不足の一要因になっていることが指摘されています。

政府はことし6月、雇用改革を柱に成長戦略においてサービス残業を合法化し、働き過ぎによる健康被害や過労死の増加が懸念される残業代ゼロ制度を閣議決定しました。

また、労働者派遣法を改正し、臨時的・一時的な業務に限るという規制をなくし、労働者の入れかえによって、いつまでも労働者派遣を使い続けることができる制度に改正するなど、労働規制緩和を進めようとしています。

このような労働の規制緩和が進められるならば、所得の低下と雇用の劣化を招き、日本経済に深刻なマイナス面での影響が生じ、地域経済にも影響を及ぼすことを懸念せざるを得ません。

大参事となった東日本大震災から3年7カ月が経過する現在、震災からの一刻も早い復旧・復興と被災者の生活再建の実現が喫緊の課題となっています。そのためにも、安心できる雇用と暮らしを確保する雇用制度の実現を強く要望し、下記の事項について要望します。

#### 記

- 1、労働者派遣制度の改正を中止し、臨時的・一時的な業務に厳しく限定すること。
- 2、サービス残業を合法化し、過労死をふやす残業代ゼロ制度は導入しないこと。
- 3、解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月11日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上です。同僚議員の賛同をよろしくお願いします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第11号労働の規制緩和を中止し、安定した雇用の実現を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

---

**日第程 19 意見書案第 12 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書**

○議長（加藤克明君） 日程第19、意見書案第12号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番広沢真君の登壇を許します。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

ただいま議題となっております意見書案第12号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

**安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）**

厚生労働省は、「看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについて」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、医療分野の雇用の質の向上のための取り組みについて」の中で、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。

また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求め予算化しています。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

医療機能の再編を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保した上で労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。平成27年度には第8次看護職員需給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を

講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項を実現するよう強く要請します。

#### 記

1、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。

2、医師、看護師、介護職員などを大幅に増員すること。

3、国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月11日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財 務 大 臣 殿

文部科学大臣 殿

総 務 大 臣 殿

宮 城 県 知 事 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

**これより、意見書案第12号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

日程第20 陳情第 9号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する  
陳情

陳情第10号 「労働の規制緩和を中止し、安定した雇用の実現を求める意見書」及び「解釈改憲による集団的自衛権行使容認決定の撤回を求める意見書」の政府及び関係機関に対する意見書採択の陳情

陳情第11号 平成28年度公立中学校使用「歴史・公民教科書」の採択に関する陳情

○議長（加藤克明君） 日程第20、陳情に入ります。

今定例会議の本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

さきの日程にて陳情第9号については意見書案第10号として、陳情第10号の1点目、労働の規制緩和を中止し、安定した雇用の実現を求める意見書については、意見書案第11号として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

陳情第10号の2点目、解釈改憲による集団的自衛権行使容認決定の撤回を求める意見書及び陳情第11号については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

なお、要請等については、さきの日程にて意見書として提出され可決されておりますが、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これで本定例会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長の許しをいただきましたので、平成26年度柴田町議会12月会議閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の議案では、提案申し上げました議案、条例案件5件、補正予算6件、契約案件4件、合計15件全て原案で可決いただきました。本当にありがとうございました。

今回の一般質問では、16名の方から発言をいただきました。第5次総合計画にかかわる新た

なプロジェクト、フットパスや、観光事業にかかわって、また交通安全対策、商店街振興策、農政問題、環境問題、健康対策、高齢者福祉対策、図書館や教育問題など町政全般にわたって活発な議論が交わされたと感じております。

特に、国を挙げて進めようとしている地方創生に関しては、随所でその内容にかかわるご意見がございました。国の施策内容がまだ明らかになっていない現在、町の施策、戦略についてはこれからとの答えが多くなりましたが、皆様の期待に応えられるよう急ぎ準備を進めてまいります。

また、介護保険の第6期事業にかかわっても、来年度、介護保険制度が大きく変わろうとしています。町として取り組まなければならない施策や事業について、さまざまな視点から貴重なご意見、提案をいただきました。大変参考にしているところでございます。

議案として上程、議決いただきました子ども・子育ては、子育てにかかわる条例3本は、今後柴田町の子育ての施策事業の根幹をなす規定になります。条例の理念をしっかりと受けとめながら、皆様が納得できる柴田町の子育てに取り組んでいきたいと思っております。

さて、ことしもあとわずかとなりました。ことしは町民主導による新たなイベントが成功裏に開催されましたし、また船岡城址公園も年間をとおしてお客様も年々ふえております。さらに、さくら連絡橋もおかげさまで無事架設されました。そういった点で、観光まちづくりが前進した年となったのではないかと考えております。

今後、さらに多くの町民を巻き込み、柴田町に人を呼び込むまちづくりに磨きをかけて、柴田町を元気にしていきたいと思っております。

最後になりましたが、今回決議として上程、議決された柴田町公共下水道事業特別会計補正予算に対する附帯決議、下水道使用料賦課漏れに関する決議について、大きな反省を含めまして受けとめているところでございます。結びに記されている、今後の事案を教訓に役場組織の横断的な協力体制をもって迅速かつ正確な事務執行により、町民の信頼回復と再発防止に万全を期すよう強く求めると、この言葉を胸に刻みたいというふうに思います。

ことしも残りわずかとなりましたが、ことし1年間の議員各位のご指導に感謝を申し上げますとともに、町民の皆様がご健勝で新年を迎えられることをご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これをもって平成26年度柴田町議会12月会議を閉じます。

ご苦勞さまでした。

午後2時46分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月11日

議 長

署名議員 番

署名議員 番